

第10回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年11月8日(月) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第16号 住民説明会について(中間報告)

(2) 協議事項

協議第49号 市町の慣行の取扱いについて

協議第50号 各種事務事業(広聴広報関係事業)の取扱いについて

協議第51号 各種事務事業(交通関係事業)の取扱いについて

協議第52号 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて

協議第53号 各種事務事業(その他各種福祉制度)の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

提案第55号 事務機構及び組織の取扱いについて

提案第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

提案第57号 公共的団体等の取扱いについて

提案第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

提案第59号 各種事務事業(イベント関係)の取扱いについて

5 その他

第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月25日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市役所 5階 大会議室

第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

第10回協議会 会議資料

平成16年11月8日

**** 三木市・吉川町合併協議会 ****

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 16 号	住民説明会について（中間報告）	1
協議事項		
協議第 49 号	市町の慣行の取扱いについて	2
協議第 50 号	各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて	8
協議第 51 号	各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて	12
協議第 52 号	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて	17
協議第 53 号	各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについて	42
提案事項		
提案第 54 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	52
提案第 55 号	事務機構及び組織の取扱いについて	60
提案第 56 号	使用料、手数料等の取扱い（その 2）について	68
提案第 57 号	公共的団体等の取扱いについて	91
提案第 58 号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	95
提案第 59 号	各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて	99

報告第16号

住民説明会について（中間報告）

住民説明会について、別紙のとおり中間報告する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

住民説明会

1 出席者数について

(単位：人)

区分	日	開始時間	場所	出席者数		
				男	女	計
三 木 市	10月30日(土)	19:00	細川町公民館	49	4	53
	10月31日(日)	19:00	緑が丘町公民館	39	10	49
	11月4日(木)	19:30	志染町公民館	54	4	58
	計			142	18	160

2 主な質問・要望事項

- ◆ 合併の必要性、合併効果、三木市と吉川町の財政状況について。
- ◆ 議員の数、報酬はどうか。
- ◆ 職員の給料はどうか。
- ◆ 合併後、神姫バス、神戸電鉄、三木鉄道はどうか。
- ◆ 吉川町の借地については、どのようになるか。
- ◆ ケーブルテレビの整備を進めるという説明であったが、加入料の補助などを検討してほしい。
- ◆ 今回の台風で大きな被害があった。新市では災害対策を進めてほしい。

協議第49号

市町の慣行の取扱いについて

市町の慣行の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。
- 2 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。
吉川町の町花は、新市の推奨花とする。
- 3 市の木については、現行のとおりとする。
- 4 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。
- 5 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。
- 6 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・総務部会	
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	1 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。 2 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。 3 市の木については、現行のとおりとする。 4 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 市章（昭和29年7月1日制定） 「木」または「キ」を3つ組み合わせて図案化し、ハート形にして心臓部を表し、三方に出る動脈により活動の旺盛さを表している。三方同形により天・地・人三体の調和をとり、将来の発展、円満和合を意味している。		1 町章（昭和31年12月1日制定） よかわの「よ」を図案化したもので、簡明瞭な表現のなかに吉川町の明日への希望と飛躍発展を表している。	
2 市花（昭和46年6月1日制定） さつき 推奨花 サルビア、菊		2 町花（昭和48年4月制定） さざんか 推奨花 なし	
3 市木（昭和46年6月1日制定） 松		3 町木（昭和48年4月制定） 松	
4 市旗（昭和41年8月10日制定） 紺地に白で曲尺を組み合わせて図案化したもので、曲尺は金物を象徴している。		4 町旗 なし	
		調整の具体的内容	
		合併時に三木市の市章に統一する。	
		市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。 吉川町の町花は、新市の推奨花とする。	
		現行のとおりとする。	
		合併時に三木市の市旗に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	5 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
5 市歌（昭和29年制定） 大倉芳郎作詞 酒井 協作曲 一、みなぎ野 広く 明けわたる 光の起伏 雲揺りて 羽ばたき 高く 躍進の つばさを 四方に ほゝえむ希望 称えんこゝに わが三木市 二、豊けき 稔り 酒壺に汲む 伝えて 古き 郷土の幸 火と吐く 息吹 金物の 産業競い 鍛えてつよく 誇らん とともに わが三木市 三、大空 かぎる 丹生の 峰吹き かよう 青あらし 水上清き 山川の うるおす きわみ こたえてこぞる うたわん きょうも わが三木市		5 町歌 なし	
		合併時に三木市の市歌に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	6 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>6 市民憲章（昭和45年11月3日制定）</p> <p>市民の一人であるわたしが、この憲章の道を実践することによって、人々がより幸福に、より繁栄にむかうものと自認するとき市民憲章をみつめるわたしの心はあたたまる。市民わたしは、市民わたしのこの世における義務として、この市民憲章に生きる。</p> <p>一、わたしたち三木市民は素直で謙虚で創意に富んだ人になりましょう。 身も心も健康な人になろう。 喜びと感謝に生きよう。 正しい考えをしっかりととう。</p> <p>一、わたしたち三木市民はなごやかな活気に満ちた家庭をつくり、愛情のこもった郷土にしましょう。 わが家のだんらんをはかろう。 隣人と手をつなごう。 誠意は行為であらわそう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は産業の振興を図り豊かなまちづくりに励みましょう。 うでと心の信頼される人になろう。 仕事に工夫と発展をはかろう。 協力一致で繁栄しよう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は教養を深め道義に生き文化の高いまちを築きましょう。 良識ある市民となろう。 安全都市宣言を守ろう。 まちの美化につとめよう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は先輩の功績をたたえ後輩のよき鏡となって今を生きてくださいましょう。 伝統を守り進歩するまちを築こう。 責任と義務をはたそう。 青少年の夢と希望を育てよう。</p>		<p>6 町民憲章（昭和55年10月制定）</p> <p>わたしたちは、豊かな自然に恵まれ、輝く伝統と文化をもった、このふるさと吉川町を、さらに、夢と希望のあふれるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <p>一、自然を愛し、花と緑の環境を整えて、美しく住みよいまちをつくりまします。</p> <p>一、一人ひとりを大切にし、善意と愛情にみち、互いに協力し合う、明るくしあわせなまちをつくりまします。</p> <p>一、保健と安全につとめ、心身をきたえて、みんなが健康なまちをつくりまします。</p> <p>一、はたらくことよるこびを味わい、生活の改善と向上をはかり、くらしの豊かな町をつくりまします。</p> <p>一、つねに学びつづけ、教養と文化を高め、あすに向かって躍進するまちをつくりまします。</p>	
		合併時に三木市の市民憲章に統一する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。 2. 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。 4. 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。 5. 市花・市樹 新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰の基準、名誉市民・町民、憲章、周年式典などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。ただし、関宿名誉町民（全員逝去）を今後市勢要覧などに記録するとともに、関宿町民憲章は関宿地域の憲章として承継していく。 ・市章・町章、市町の花・木・鳥は、現行の野田市の制度を適用するが、関宿町の町章及び花・木を尊重し、住民の意向を踏まえて継承する。 ・市歌は、関宿町にないので、現在の野田市歌を関宿地域を含む新市の市歌とする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。 ・豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。 ・豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。 ・宣言は、新発田市の宣言を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市花、市木、市鳥及び市歌については、合併後公募等により制定する。 2 市章及び市旗については、合併までに公募等により決定する。 3 市民憲章については、合併後公募等により制定する。 4 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。 5 名誉市民制度については、合併時に統一する。名誉町民については新市に引き継ぐ。 6 表章制度については、合併時に調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市章については、新市発足までに調整する。 (2) 市民憲章については、新市において調整する。 (3) 市の木については、新市において調整する。 (4) 市の花については、新市において調整する。 (5) 新都市像については、新市において調整する。 (6) 名誉市民については、新市に引き継ぐ。 (7) 市民表彰については、新市において調整する。 (8) 宣言については、新市において調整する。 (9) 市歌については、新市において調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町花、町木等については合併後、公募等により制定する。 2 町章、町旗及び町民憲章については合併後、公募等により制定する。 3 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。 4 名誉町民制度については、合併時に統合する。 5 表彰条例等については、合併後に再編する。 6 技能功労者表彰については、合併時に統合する。

協議第50号

各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	広聴広報関係事業の取扱い
調整内容	1 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
1 広聴	(1) 市政懇談会 自治会等団体が対象で、その自治会内・町内において広く問題になっている事、又は多くの人から要望が出ている事柄について、市長をはじめとする市幹部職員と自治会等の地域住民とが議論又は意見交換を行う。 (2) 市民の声の箱 市役所や公民館に意見箱を設置し、市民から様々な要望、意見を投函してもらい、週1回収し、集約を行う。寄せられた意見のうち、重要なもの・有意義と思われるものについては、庁議で報告するとともに、まちづくりに反映させていくよう努める。 (3) 電子公聴 電子メールで寄せられた、行政への様々な意見や要望について直接本人へ回答する。	1 広聴 (1) 町政懇談会 なし (2) 町民の声の箱 なし (3) 電子公聴 電子メールで寄せられた、行政への様々な意見や要望について直接本人へ回答する。	合併時に三木市の制度を適用する。
2 広報 みき	(1) 体裁 A4判 20～24ページ (2) 発行日 毎月1回1日に発行(1月号は3日) (3) 部数 30,800部 (4) 配布先 市内全世帯ほか (5) 配布方法 新聞折込み(朝日、神戸、産経、日経、毎日、読売の日刊6紙)(新聞未購読世帯には郵送・宅配) (6) 経費 平成15年度実績 印刷費 14,315千円 折込料 4,243千円 郵便料 865千円 (7) その他 毎月、市ホームページ上に広報紙を掲載	2 広報 よかわ (1) 体裁 A4判 16～20ページ (2) 発行日 毎月1回1日に発行 (3) 部数 3,300部 (4) 配布先 町内全世帯ほか (5) 配布方法 自治会(自治会に参加していない世帯には宅配) (6) 経費 平成15年度実績 印刷費 4,347千円 配布委託料 9,243千円 郵便料 86千円 (7) その他 毎月、町ホームページ上に広報紙を掲載	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、当面必要に応じて支所だよりを発行する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・ホームページは、ホームページ全体の内容を精査し、両市町の内容を取り込んだホームページにする。・広報紙は、両市町で違いがあるので、野田市の体裁により、月2回の発行及びページ数を増やさないように工夫し、関宿町の編集機器を利用したの編集作業方法を導入する。 配布方法については、野田市の制度を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>1 広報事業について 市広報紙は、毎月 1 日の発行とする。 議会広報は、新市の議会において調整する。</p> <p>2 広聴事業について 市政懇談会の実施については、新市において調整する。 Bio 行政サービス事業は、新市の事業として合併後も実施する。</p> <p>3 C A T V について 社町及び滝野町の C A T V 施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、全市一体的な整備が完了するまでは 2 局体制とする。また、東条町については、合併後、社町と一体的な施設の整備を行う。 C A T V の加入金、分担金及び保証金は、全市一体的な整備完了時に統一する。 C A T V の基本使用料は、利用できるサービス内容が全市同一となったときに統一する。 また、その他の使用料及び内容については合併後に統一する。 C A T V のサービス内容は、全市一体的な整備完了時に統一する。 有線放送電話事業については、C A T V 施設整備が完了するとともに廃止する。</p>
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>(1) 広報誌については、新市においても定期的に発行する。</p> <p>(2) 市勢要覧については、新市において作成する。</p> <p>(3) ホームページについては、新市において開設する。</p> <p>(4) 広聴活動については、新市において調整する。</p>
未 定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>1 広報誌については、新町に引き継ぐ。</p> <p>2 広報編集委員会については、新町で設置する。</p> <p>3 その他広報、ふるさとウォッチング号については、新町に引き継ぐ。</p> <p>4 ホームページについては、合併時に新町のホームページを開設する。</p> <p>5 住民懇談会、相談業務、集落要望については、新町に引き継ぐ。</p>

協議第51号

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。
- 2 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
- 3 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い
調整内容	1 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 コミュニティバス なし	1 コミュニティバス (1) 目 的 町民の日常の交通手段の確保を図り、町民福祉の向上を図る。 (2) 路 線 吉川町全域 2ルート（隔日運行） (3) 運 賃 100円（均一） (4) 補 助 神姫バス株式会社と運送契約を結び、運行により生じた経常損失相当額の補助 平成15年度実績 8,388千円	吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い
調整内容	2 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 交通災害共済 なし	2 交通災害共済 なし	2 交通災害共済 (1) 兵庫県町交通災害共済組合共済 住民の交通事故による災害に関する共済制度を設け、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。	吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
参考：交通災害共済（神戸市民生協）			
ア 加入資格 県内に在住又は在勤している方	ア 加入資格 町内に在住並びに町内に勤務又は在学している方		
イ 共済掛金（1口） 年額1人当たり1,000円（中学生以下800円） 5口まで申込可	イ 共済掛金 年額1人当たり500円 二重加入不可		
ウ 共済期間 契約の効力発生日から1年間	ウ 共済期間 毎年4月1日～3月31日まで		
エ 給付対象となる交通事故 日本国内で起きた交通事故（自動車・電車・バス・自転車等）による入院、通院、死亡を保障	エ 給付対象となる交通事故 日本国内の道路及び軌道上で自動車・自転車等に乗っている際の衝突、接触、転落等による事故、又は歩行中これらの乗り物にはねられたり、ひかれた場合		
オ 給付金（1口当たり） 通院：1日800円（1日から支払、最高90日まで） 入院：1日1,200円（1日から支払、最高180日まで） 死亡：100万円 後遺障害：障害の程度に応じ3万円～最高100万円 （給付額が10,000円に満たない場合は、10,000円支払）	オ 見舞金 通院：15,000円以上（3日以上の場合支払） 入院：40,000円以上 死亡：80万円 後遺障害：50万円（失明などの場合）		
	カ 加入状況等（平成15年度実績） 4,296人（加入率 45.5%） 見舞金支払い 18件 金額 930,000円		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い	
調整内容	3 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。			
現		況		調整の具体的内容
三木市		吉川町		
3 防犯灯		3 防犯灯		未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。 ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。
(1) 設置基準		(1) 設置基準		
設置場所	公道等で防犯上必要とする箇所	設置場所	公道及び通学路等で防犯上必要とする箇所	
設置間隔	30～40m間隔で関西電力柱への添架を原則とする。	設置間隔	電柱2本毎に1箇所(約80m間隔)で関西電力柱への添架を原則とする。	
灯種	20W蛍光灯	灯種	20W蛍光灯、40W水銀灯(みなぎ台)、100W水銀灯(吉川インター周辺)	
(2) 設置主体等		(2) 設置主体等		
設置主体	市	設置主体	町	
設置分担金	設置工事費の2分の1程度 (関電柱への添架の場合、12,000円)	設置分担金	なし	
維持管理	自治会	維持管理	町(町内業者へ年間委託)	
電気料金	市	電気料金	町	
(3) その他		(3) その他		
防犯灯設置数	6,235灯(平成15年度末)	防犯灯設置数	1,819灯(平成15年度末)	
内、市が直接管理する防犯灯	57灯	玉切れの連絡	区長・住民より町へ連絡 玉切れ調査員と委託契約 55,000円/月	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全啓発事業については、合併後に調整する。2 通学路の交通安全指導については、合併時に調整する。3 防犯灯の設置基準及び維持管理については、合併時に調整する。

協議第52号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 6 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 7 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 8 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 10 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 11 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 12 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 14 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 15 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 17 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 18 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。
- 19 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	1 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 福祉バス券交付事業 神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、タクシーの乗車料金を助成する。 (1) 対象者 70歳以上の者 8,196人 (2) 助成内容 バス・電車回数券 3,300円相当 タクシー券 3,000円 (3) 支給状況 平成15年度実績 バス等 24,587,000円	1 福祉バス券交付事業 なし 参考：対象者 70歳以上の者 1,576人 (H16.4.1現在)	合併時に三木市の制度を適用する。	
2 高齢者外出支援サービス事業 在宅の要介護者でリフト付タクシーを利用する者に対し、その利用に係る運賃の一部を助成する。 (1) 対象者 市内に居住し、3ヶ月以上寝たきり状態又は車いすを利用している者で、一般の交通機関を利用することが困難な者(おおむね65歳以上の者、身体障害者手帳を所持している者等) 平成15年度利用登録者 84人 (2) 助成内容 大型タクシーの基本料金相当額(利用券の交付枚数は、4枚/月) (3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 78人 利用回数 643回	2 高齢者外出支援サービス事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	3 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 家族介護手当等支給事業 介護者又は高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態 で常時介護を必要とする者(介護保険認定の介護度 4又は5相当で介護保険サービスを利用されてい ない高齢者(必ずしも認定を必須としない。))を 介護している者。ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 年額 120,000円 (3) 支給月 6月・9月・12月・3月(年4回) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 14人	3 家族介護手当等支給事業 介護者又は高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態 で常時介護を必要とする者(介護保険認定の介護度 4又は5相当で介護保険サービスを利用されてい ない高齢者)を介護している者 (2) 支給内容 年額 180,000円(うち町単 60,000円) (3) 支給月 9月・3月(年2回) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 1人	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、対象者の要件は吉川町の制度に統一 する。 また、吉川町の現在の対象者については、平 成18年度末までに統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会								
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い							
調整内容	4 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。									
現 況		調整の具体的内容								
三 木 市		吉 川 町								
<p>4 軽度生活支援事業</p> <p>身体上又は精神上軽度の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した生活を営むために、軽易な日常生活上の援助を受ける費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者</p> <p>(2) 助成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭木の剪定</td> <td rowspan="4">実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)</td> </tr> <tr> <td>庭掃除</td> </tr> <tr> <td>障子、ふすま張り</td> </tr> <tr> <td>屋内外の掃除</td> </tr> </tbody> </table> <p>・作業をシルバー人材センターに委託</p> <p>(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 54人</p>	サービスの種類	助成額	庭木の剪定	実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)	庭掃除	障子、ふすま張り	屋内外の掃除	<p>4 軽度生活支援事業</p> <p>なし</p> <p>参考：対象者 10人(H16.4.1現在)</p>	<p>合併時に三木市の制度を適用する。</p>	
サービスの種類	助成額									
庭木の剪定	実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)									
庭掃除										
障子、ふすま張り										
屋内外の掃除										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。		

現 況		調整の具体的内容																																								
三 木 市	吉 川 町																																									
<p>5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 高齢者等の生活の自立と生活の質の向上を図る。</p> <p>(1) 対象者 心身の障害及び疾病等の理由で、寝具の衛生管理が困難な者で、65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、障害者手帳の1級又は2級の者、重度知的障害と判定された者</p> <p>(2) 料金・負担内容 原則として、敷布団・掛布団・マットレス・毛布の丸洗い(乾燥)は年1回、乾燥(消毒)は年3回を各種1枚までとする。</p> <p>ア 料金(税込み)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>枚数</th> <th>丸洗い(乾燥)</th> <th>乾燥(消毒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷布団</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>2,330 円</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>2,650 円</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掛布団</td> <td>夏用</td> <td>1</td> <td>2,120 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>冬用</td> <td>1</td> <td>2,650 円</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マットレス</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>1,790 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>2,050 円</td> <td>730 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毛布</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>900 円</td> <td>390 円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>1,160 円</td> <td>470 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	枚数	丸洗い(乾燥)	乾燥(消毒)	敷布団	S	1	2,330 円	750 円	W	1	2,650 円	750 円	掛布団	夏用	1	2,120 円	580 円	冬用	1	2,650 円	750 円	マットレス	S	1	1,790 円	580 円	W	1	2,050 円	730 円	毛布	S	1	900 円	390 円	W	1	1,160 円	470 円	<p>5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 なし</p> <p>参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施 ふとん丸洗いサービス事業</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の独居高齢者、寝たきり高齢者、その他必要と認める者</p> <p>(2) 料金・負担内容 敷布団・掛布団・毛布・肌布団(大きさは問わない。)の丸洗いは年1回の助成で上限が5,000円(年3回のうち1回が助成)</p> <p>(3) 利用状況 平成15年度実績 実施回数 3回(5月・9月・2月) 利用人数 28人</p>	<p>社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p>
種 別	枚数	丸洗い(乾燥)	乾燥(消毒)																																							
敷布団	S	1	2,330 円	750 円																																						
	W	1	2,650 円	750 円																																						
掛布団	夏用	1	2,120 円	580 円																																						
	冬用	1	2,650 円	750 円																																						
マットレス	S	1	1,790 円	580 円																																						
	W	1	2,050 円	730 円																																						
毛布	S	1	900 円	390 円																																						
	W	1	1,160 円	470 円																																						

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い												
現 況			調整の具体的内容												
三 木 市		吉 川 町													
<p>イ 負担内容</p> <table border="1" data-bbox="174 391 840 662"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 391 280 430"></th> <th data-bbox="280 391 683 430">利用者世帯の階層区分</th> <th data-bbox="683 391 840 430">自己負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 430 280 510">A</td> <td data-bbox="280 430 683 510">生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)</td> <td data-bbox="683 430 840 510">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 510 280 582">B</td> <td data-bbox="280 510 683 582">生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯</td> <td data-bbox="683 510 840 582">1 / 10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 582 280 662">C</td> <td data-bbox="280 582 683 662">生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯</td> <td data-bbox="683 582 840 662">2 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="123 670 817 782">(3) 利用状況 平成15年度実績 利用人数 10人 乾燥・消毒 4回、水洗い 3回(複数利用)</p>			利用者世帯の階層区分	自己負担率	A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	なし	B	生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯	1 / 10	C	生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯	2 / 10		
	利用者世帯の階層区分	自己負担率													
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	なし													
B	生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯	1 / 10													
C	生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯	2 / 10													

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	6 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容		調整の具体的な内容	
6 高齢者等住宅改造助成事業（高齢者分） 住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れる住環境を整備するため、改造に要する経費の一部を助成する。	6 住みよい福祉のまちづくり住宅補助事業（高齢者分） 住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れる住環境を整備するため、改造に要する経費の一部を助成する。	合併時に三木市の制度に統一する。	
(1) 一般型	(1) 一般型		
ア 対象者 65歳以上の高齢者のいる世帯	ア 対象者 60歳以上の高齢者のいる世帯		
イ 対象工事 助成対象工事に定める3箇所以上の改造(浴室洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所)	イ 対象工事 助成対象工事に定める3箇所以上の改造(浴室洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所)		
ウ 所得制限 8,000,000円以下(給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000円以下(給与収入のみ以外 所得金額)	ウ 所得制限 8,000,000円以下(給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000円以下(給与収入のみ以外 所得金額)		
エ 助成限度額 500千円	エ 助成限度額 1,000千円		
オ 助成率 市民税非課税か均等割のみの世帯 1/2 市民税所得割課税か所得税課税世帯 1/3	オ 助成率 1/3		
カ 支給状況 平成15年度実績 利用件数 48件 7,846,000円	カ 支給状況 平成15年度実績 利用件数 4件 347,000円		
(2) 特別型	(2) 特別型		
ア 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯	ア 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯		
イ 対象工事 住まいの改良相談員の承認を受けた必要な住宅改造	イ 対象工事 住まいの改良相談員の承認を受けた必要な住宅改造		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	専門部会名 健康福祉部会
		現 況		高齢者福祉事業の取扱い	
		三 木 市		吉 川 町	
				調整の具体的内容	
ウ	所得制限	8,000,000 円以下 (給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000 円以下 (給与収入のみ以外 所得金額)	ウ	所得制限	8,000,000 円以下 (給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000 円以下 (給与収入のみ以外 所得金額) 所得税額 14 万円以下
エ	助成対象限度額	500 千円 (介護保険 20 万円を含む。)	エ	助成対象限度額	1,000 千円
オ	補助率	市民税非課税か均等割のみの世帯 1/2 市民税所得割課税か所得税課税世帯 1/3	オ	補助率	被保護世帯 3/3 町民税非課税か均等割のみの世帯 9/10 町民税所得割課税世帯 2/3 所得税課税世帯 1/2
カ	支給状況	平成 1 5 年度実績 利用件数 47 件 4,085,000 円	カ	支給状況	平成 1 5 年度実績 利用件数 5 件 408,000 円

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	7 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。 8 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
7 訪問理容サービス助成事業 高齢者の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。	7 訪問理容サービス助成事業 なし 参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施 理はつサービス事業	社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。	
(1) 対象者 ・寝たきり状態又はこれに準ずる状態にある者で、65歳以上で福祉施設に入所又は医療施設に入院していない者 ・その他市長が必要と認める者	(1) 対象者 在宅で寝たきりの高齢者、重度身体障害者、身体虚弱で外出しにくい高齢者		
(2) 支給内容 利用券の交付枚数は、4枚/年 自己負担額 2,000円	(2) 支給内容 年間制限なし 自己負担額 2,000円		
(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 54人 利用回数 141回	(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 7人 利用回数 19回		
8 高齢者施設利用助成事業 高齢者の健康の維持及び増進並びに高齢者相互の交流を通じて、生きがいと自立を高め、高齢者の施設利用を促進することにより、高齢者福祉の充実を図る。	8 高齢者施設利用助成事業 なし 参考：対象者 60歳以上の者 2,499人(H16.4.1現在) 対象者 65歳以上の者 2,045人(H16.4.1現在)	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 屋内プール(三木山総合運動公園) ア 対象者 市内に住所を有する60歳以上の者 イ 助成内容 1人当り 200円/回 ウ 支給状況 平成15年度実績 利用人数 13,220人			
(2) ホースランドパーク ア 対象者 市内に住所を有する65歳以上の者 イ 助成内容 利用料金の30%相当額 ウ 支給状況 平成15年度実績 利用人数 なし			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
------	------------	------	-------------

調整内容 9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

現 況

三木市 吉川町 調整の具体的内容

<p>9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業 身体上又は精神上軽度の障害があり、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した安らかな生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービスを利用する際に利用料を一部助成する。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の介護保険の受給対象にならなかった単身世帯、又は高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者</p> <p>(2) 利用限度 2時間/週(緊急型 6時間/週)</p> <p>(3) 利用料金 1,530円/時間(緊急型 2,780円/時間)</p> <p>(4) 自己負担額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額(1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円(0円)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>153円(278円)</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割のみ課税世帯</td> <td>153円(278円)</td> </tr> <tr> <td>市民性所得割課税世帯</td> <td>306円(556円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">()内は緊急型</p> <p>(5) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 174人 利用時間数 1,313時間</p>	区 分	自己負担額(1時間当り)	生活保護世帯	0円(0円)	市民税非課税世帯	153円(278円)	市民税均等割のみ課税世帯	153円(278円)	市民性所得割課税世帯	306円(556円)	<p>9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業 身体上又は精神上軽度の障害があり、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した安らかな生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービスを利用する際に利用料を一部助成する。</p> <p>(1) 対象者 ・おおむね65歳以上の介護保険の受給対象にならなかった単身世帯、又は高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者。 ・介護保険の利用限度額を超過サービス利用者</p> <p>(2) 利用限度 なし</p> <p>(3) 利用料金 1,500円/時間(複合型 1,800円/時間)</p> <p>(4) 自己負担額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>免除(免除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の世帯</td> <td>30分以上1時間未満</td> <td>200円(200円)</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>250円(250円)</td> </tr> <tr> <td>1時間を越えて30分を増すごとに加算</td> <td>100円(100円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">()内は複合型</p> <p>(5) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 581人 利用時間数 777時間</p>	区 分	自己負担額	生活保護世帯	免除(免除)	その他の世帯	30分以上1時間未満	200円(200円)	1時間	250円(250円)	1時間を越えて30分を増すごとに加算	100円(100円)	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>
区 分	自己負担額(1時間当り)																						
生活保護世帯	0円(0円)																						
市民税非課税世帯	153円(278円)																						
市民税均等割のみ課税世帯	153円(278円)																						
市民性所得割課税世帯	306円(556円)																						
区 分	自己負担額																						
生活保護世帯	免除(免除)																						
その他の世帯	30分以上1時間未満	200円(200円)																					
	1時間	250円(250円)																					
	1時間を越えて30分を増すごとに加算	100円(100円)																					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	10 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
10 配食サービス事業（食の自立支援サービス事業） 日常の調理に支障をきたす高齢者等の生活の自立と生活の質の確保を図る。	<p>(1) 対象者 65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、その他特に必要と認める世帯</p> <p>(2) 配食数 限度 3食/週（配食は昼食のみ。） 居宅を訪問して提供するとともに安否の確認を行う。</p> <p>(3) 利用料金 900円/食</p> <p>(4) 自己負担額 300円/食</p> <p>(5) 実施方法 市内業者に委託（2事業者）</p> <p>(6) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 325人 配食数 19,429食</p>	<p>10 配食サービス事業 なし 参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施</p> <p>食事サービス事業 社会福祉協議会の会員で、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、又は高齢者・障害者の方で調理が困難な世帯に夕食を届け、利用者の健康増進と地域ボランティアのふれあいを図る。</p> <p>(1) 対象者 65歳以上の単身世帯、その他特に必要と認める世帯</p> <p>(2) 配食数 限度 4食/月（配食は夕食のみ。） 居宅を訪問して提供するとともに安否の確認を行う。</p> <p>(3) 利用料金 500円/食</p> <p>(4) 自己負担額 300円/食</p> <p>(5) 実施方法 調理はさざんかの郷に委託 配食は民生委員、ボランティアに委託</p> <p>(6) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 34人 配食数 1,148食</p>	<p>社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	11 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
11 福祉電話貸与事業 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者に電話を貸与し、電話による安否の確認、各種の相談をすることにより生活の不安を解消する	(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者 (2) 事業内容 電話を貸与 (3) 費用負担 ・設置工事 市(2,000円程度) ・基本料金 市 ・通話料 自己負担 (4) 支給状況 平成15年度実績 貸与件数 32件	11 福祉電話貸与事業 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者に電話を貸与し、電話による安否の確認、各種の相談をすることにより生活の不安を解消する	(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者 (2) 事業内容 電話を貸与 (3) 費用負担 ・設置工事 自己負担 ・基本料金 自己負担 ・通話料 自己負担 (4) 支給状況 平成15年度実績 貸与件数 1件
		合併時に三木市の制度に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	12 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		

現 況		調整の具体的内容
三 木 市	吉 川 町	

<p>12 緊急通報システム事業</p> <p>高齢者等が居宅において緊急事態に陥ったとき、委託契約を締結している事業者へ通報し、地域の協力体制で救助する。</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・ 65歳以上の高齢夫婦で一方が寝たきり状態の世帯 ・ 一人暮らしの重度身体障害者 ・ 家族が就労等で日中一人となる世帯 <p>(2) 事業内容 利用者宅に機器を取り付け、事業者に異常を発報する。 (近隣協力員3人が必要)</p> <p>(3) 自己負担額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額</th> </tr> <tr> <th>業務委託料(月額)</th> <th>装置設置費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯</td> <td>500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>3,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯</td> <td>3,500円</td> <td>6,800円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者世帯の階層区分		利用者負担額		業務委託料(月額)	装置設置費	A	生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円	C	生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯	500円	0円	D	生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	1,000円	0円	E	生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	2,000円	0円	F	生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	3,500円	0円	G	生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯	3,500円	6,800円	<p>12 緊急通報システム事業</p> <p>高齢者等が居宅において緊急事態に陥ったとき、委託契約を締結している事業者へ通報し、地域の協力体制で救助する。</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・ 65歳以上の高齢夫婦 ・ 一人暮らしの重度身体障害者 ・ 家族が就労等で日中1人となる世帯 <p>(2) 事業内容 利用者宅に機器を取り付け、事業者に異常を発報する。 (近隣協力員3人が必要)</p> <p>(3) 自己負担額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th colspan="3">利用者負担額</th> </tr> <tr> <th>業務委託料(月額)</th> <th>装置設置費</th> <th>装置撤去費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯</td> <td>0円</td> <td>14,385円</td> <td>6,825円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者世帯の階層区分	利用者負担額			業務委託料(月額)	装置設置費	装置撤去費	住民税非課税世帯	0円	0円	0円	住民税課税世帯	0円	14,385円	6,825円	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>
利用者世帯の階層区分			利用者負担額																																																
		業務委託料(月額)	装置設置費																																																
A	生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円																																																
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円																																																
C	生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯	500円	0円																																																
D	生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	1,000円	0円																																																
E	生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	2,000円	0円																																																
F	生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	3,500円	0円																																																
G	生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯	3,500円	6,800円																																																
利用者世帯の階層区分	利用者負担額																																																		
	業務委託料(月額)	装置設置費	装置撤去費																																																
住民税非課税世帯	0円	0円	0円																																																
住民税課税世帯	0円	14,385円	6,825円																																																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高年齢福祉事業の取扱い			
現		況		調整の具体的内容		
三木市		吉川町				
家族が就労等で日中一人となる世帯のみ		家族が就労等で日中一人となる世帯のみ				
利用者世帯の区分	利用者負担額			利用者世帯の階層区分		
家族が就労等で日中一人となる世帯	業務委託料 (月額) 3,500 円	装置設置費 6,800 円	装置撤去費 3,200 円	業務委託料 (月額) 0 円		
				装置設置費 0 円		
				装置撤去費 0 円		
				住民税課税世帯 3,675 円		
				住民税非課税世帯 0 円		
				14,385 円		
				6,825 円		
(4) 支給状況	平成15年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・独居 172 世帯 ・高齢者夫婦 12 世帯 ・身体障害者 3 世帯 ・日中独居 2 世帯 合計 189 世帯 			(4) 支給状況	平成15年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・独居 41 世帯 ・高齢者夫婦 6 世帯 ・身体障害者 0 世帯 ・日中独居 2 世帯 合計 49 世帯 	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 14 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業 居宅で臥床している高齢者の寂しさを和らげるとともに、高齢者を常時介護している家族の労を労うために慰問品を贈り、激励する。	(1) 対象者 毎年9月15日現在において、市内に居住している満65歳以上の者で、おおむね6ヶ月以上居宅で臥床し、日常生活に常時介護を必要と認められる者 (2) 贈呈品目 シーツ(平成15年度) (3) 贈呈方法 毎年9月に民生委員を通じて、訪問して贈呈する。 (4) 支給状況 平成15年度実績 贈呈対象者 125人	13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業 なし 参考：対象者 寝たきり高齢者 24人(H16.4.1現在)	合併時に三木市の制度を適用する。
14 金婚夫婦祝賀事業 結婚50周年を迎えた夫婦の長寿と豊かな人生を祝福し、さらに未永い健康保持を励まし、社会参加の促進を図る。	(1) 対象者 結婚50周年を迎える夫婦 (2) 内 容 ・申請により夫婦の記念写真(撮影券)と祝い状の贈呈 ・記念写真は市と契約している市内8箇所の写真店で撮影 (3) 支給状況 平成15年度実績 贈呈対象者 29組	14 金婚夫婦祝賀事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	15 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
15 敬老祝金支給事業 高齢者の長寿を祝し敬老の意を表すとともに、その福祉の増進に資することを目的とする。	15 敬老祝金支給事業 なし	(H16.4.1 現在)	合併時に三木市の制度を適用する。
(1) 対象者 毎年9月1日現在において本市に住所を有する者で、その翌年3月31日現在において75歳以上となる者	参考：対象者 75歳以上79歳以下の者 467人 80歳以上89歳以下の者 518人 90歳以上99歳以下の者 91人 100歳以上の者 4人		
(2) 支給内容 3月31日現在における次の年齢区分に応じて定める金額 ・75歳以上79歳以下の者 5,000円 ・80歳以上89歳以下の者 7,000円 ・90歳以上99歳以下の者 10,000円 ・100歳以上の者 50,000円	計 1,080人		
(3) 支給方法 毎年9月の敬老会開催時に婦人会、自治会を通じて手渡しにより支給			
(4) 支給状況 平成15年度実績 支給対象者 6,563人 支給総額 42,588千円			
参考：兵庫県長寿祝金 ・77歳 197人 394千円 ・88歳以上 902人 9,020千円 ・支給方法 市の敬老祝金と同時に支給	参考：兵庫県長寿祝金 ・77歳 35人 70千円 ・88歳以上 153人 1,530千円 ・支給方法 町の敬老会に婦人会、自治会を通じて支給		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業 ひとり暮らし高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、青少年との世代間交流を図る。 (1) 対象者 ひとり暮らし高齢者及び高校生ボランティア (2) 事業内容 ひとり暮らし高齢者と青少年交流のつどいとして日帰りバス旅行を実施する。 (3) 参加募集 ひとり暮らし高齢者 60人 人数 高校生ボランティア 20人 (4) 参加費用 ひとり暮らし高齢者 5,000円/人 (5) 実施状況 平成15年度実績 行き先 岡山方面 よしもと3丁目劇場、後楽園 参加数 高齢者 68人 高校生 19人	16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業 なし 参考：対象者 ひとり暮らし高齢者 100人（H16.4.1現在）	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	17 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福し、未永い健康の保持と生きる意欲の助長を図るとともに、市民の老後への関心を深めることを目的とする。	17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福する。	17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福する。	平成18年度から三木市の制度に統一する。
(1) 招待者 毎年9月1日現在において市内に住所を有する者で、その翌年3月31日現在において75歳以上となる者	(1) 招待者 毎年9月15日現在において町内に住所を有する70歳以上の者	(1) 招待者 毎年9月15日現在において町内に住所を有する70歳以上の者	
(2) 開催内容 日 時 敬老の日及びその前後の土日 場 所 文化会館、各地区公民館、小学校体育館の9地区9会場 内 容 式典、アトラクション(地区で演出)	(2) 開催内容 日 時 敬老の日より前の平日 場 所 総合中央活動センター 文化体育館 内 容 式典、余興(業者に委託)	(2) 開催内容 日 時 敬老の日より前の平日 場 所 総合中央活動センター 文化体育館 内 容 式典、余興(業者に委託)	
(3) 開催方法 三木市連合婦人会、区長協議会、自治会連合会等に開催費補助金を交付し、各地区で開催	(3) 開催方法 町、婦人会の共催	(3) 開催方法 町、婦人会の共催	
(4) お祝い品 各地区の最高齢者・90歳以上の高齢者・高齢夫婦(夫婦の年齢の和が160歳以上)に贈呈(招待者には各地区への補助金の中から各地区にお祝い品を選定し贈呈)	(4) お祝い品 最高齢者・白寿・最高齢夫婦・夫婦160歳・子供が70歳親子・米寿・喜寿に贈呈(招待者全員に記念品を贈呈)	(4) お祝い品 最高齢者・白寿・最高齢夫婦・夫婦160歳・子供が70歳親子・米寿・喜寿に贈呈(招待者全員に記念品を贈呈)	
(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 6,607人 出席者数 2,200人 出席率 33.3% 開催経費 19,889千円	(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 1,591人 出席者数 651人 出席率 40.9% 開催経費 4,095千円	(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 1,591人 出席者数 651人 出席率 40.9% 開催経費 4,095千円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	18 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
18 高齢者大学 高齢者に対し、組織的に学習の機会を提供し、生きがいの創造と地域活動の核となる指導者の養成を図り、もって高齢者福祉の増進と健康で明るい地域社会づくりに資することを目的とする。 (1) 所在地等 三木市末広1丁目6-46 三木市福祉会館内 (2) 入学資格 ・市内に住所を有する60歳以上の者 ・自力で通学できる者 (3) 学習課程 教養課程、専門課程(園芸・健康福祉・情報、古典・郷土史) (4) 修学年数 4年 (5) 費用等 入学金 12,000円 受講料 10,000円 (6) 学生数 257名(平成16年4月現在) (7) 運営 三木市高齢者大学運営委員会により管理運営	18 ことぶき学級 高齢者に対し、組織的に学習の機会を提供し、生きがいの創造と地域活動の核となる指導者の養成を図り、生涯学習を通じて、地域社会づくりに資することを目的とする。 (1) 所在地等 吉川町吉安246 吉川町中央公民館内 (2) 入学資格 ・町内に住所を有する60歳以上の者 (3) 学習課程 教養課程、専門課程(園芸・書道・茶道・生花・手芸・詩吟・俳句・歌謡・パソコン) (4) 修学年数 4年 (5) 費用等 入学金 3,000円 (6) 学生数 143名(平成16年4月現在) (7) 運営 ことぶき学級自治会と連携を計りながら運営	現行のとおりとする。 三木市の高齢者大学の入学資格を吉川町まで拡大する。 吉川町のことぶき学級については、三木市の各公民館で行われている生涯学習講座の中での高齢者教室に準じて事業を引続き行う。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	19 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町の基幹型支援センターは、新市の地域型支援センターに移行する。		
19 在宅介護支援センター運営事業	<p>要援護高齢者や家族の在宅介護等に関する相談に応じ、高齢者の生活を支える体制を構築し、高齢者の福祉の向上を図る。</p> <p>(1) 基幹型</p> <p>ア 事業内容 地域ケア会議の開催 要援護高齢者及び家族等の情報集約 在宅福祉サービス利用状況等の情報の提供 高齢者等の介護に関する総合相談窓口 福祉サービスの利用調整 公的福祉サービスの普及啓発及び開発 (その他高齢者在宅福祉業務を兼務)</p> <p>イ 職員体制 センター長(部長兼務)、保健師、社会福祉士</p> <p>ウ 設置場所 三木市役所福祉課内</p> <p>(2) 地域型</p> <p>ア 事業内容 担当地区内の高齢者の実態把握 公的保健福祉サービスの利用啓発、申請代行 在宅介護等に関する各種の総合相談窓口 介護予防プランの作成 福祉用具の紹介等</p> <p>イ 委託先 社会福祉法人「秀楽会」 1か所 福祉公社 7か所 委託料 28,464,000円(平成15年度実績)</p>	<p>19 在宅介護支援センター運営事業</p> <p>要援護高齢者や家族の在宅介護等に関する相談に応じ、高齢者の生活を支える体制を構築し、高齢者の福祉の向上を図る。</p> <p>(1) 基幹型</p> <p>ア 事業内容 地域ケア会議の開催 要援護高齢者及び家族等の情報集約 在宅福祉サービス利用状況等の情報の提供 高齢者等の介護に関する総合相談窓口 福祉サービスの利用調整 公的福祉サービスの普及啓発及び開発</p> <p>イ 職員体制 看護師、社会福祉士</p> <p>ウ 委託先 さざんかの郷 委託料 9,158,794円(平成15年度実績)</p>	

関係法令

老人福祉法

(目的)

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(施設の設置)

第15条 1～2 省略

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4～6 省略

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。
- 5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝金の贈呈は、両市町の内容に違いがあるので、近隣市町とのバランスも踏まえ、14年度の野田市シルバープランの見直しの一環でそのあり方を見直すこととし、合併後は当該見直し後の野田市の制度に統一する方向で検討する。 ・福祉会館の管理運営は、休館日、夜間開館時間等、両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。 ・短期入所事業(ショートステイ)、緊急情報システムの貸与などは、両市町の制度内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。(介護保険制度との整合性も考慮しつつ、経過措置や野田市の制度の見直しを図りながら、実施する) ・鶴寿園老人デイサービスセンター、緊急一時保護施設、総合福祉会館など、関宿町に該当施設がないものは、野田市の現行のとおりとする。 ・野田市民生委員児童委員協議会は、活動費等が野田市の方が有利であり、合併後組織を一体化し、野田市の制度に統一する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の制度適用者で合併時に入院中の者については、退院まで対象とする。</p> <p>イ 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町において、合併前に所得税課税世帯で制度を適用している者については、継続して対象とする。</p> <p>ウ 豊浦町の居宅介護支援事業については、廃止する。</p> <p>エ 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。</p> <p>オ 生きがい対策推進事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、内容については、合併後、新市で調整する。</p> <p>カ 地域ふれあいルーム事業について、豊浦町の制度は、当分の間、現行どおりとする。 合併後は、豊浦地区のふれあいルームの増設を図り、新発田市の制度に移行する。</p> <p>キ 豊浦町のほうづきの里の運営については、合併後、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。</p> <p>ク デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。</p> <p>ケ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦地区については周辺地区扱いとし、対象年齢については、豊浦町の現行の経過措置を適用し、段階的に引き上げ、平成19年度に統一する。</p> <p>コ 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。 なお、合併後、新市において新制度を検討する。</p> <p>サ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。 ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国又は県の高齢者福祉事業(補助事業)については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 2 町単独高齢者福祉事業については、次のものを除き、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 高齢者福祉計画は、合併後新市において策定する。 地区敬老会助成及び夢園温泉入場料助成は、廃止する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉計画については、新町において新たに策定する。 2 福祉手当については、中町の例により合併時に統合する。 3 高齢者保健福祉計画については、新町において新たに策定する。 4 敬老会事業については、合併後に再編する。 5 高齢者への記念品等については、合併時に再編する。敬老祝金については、合併時に廃止する。 6 介護予防事業については、合併時または合併後に再編する。生きがい活動支援通所事業については、新町に引き継ぐ。 7 高齢者等住宅関係事業については、加美町の例により合併時に統合する。 8 福祉タクシー・バス券交付事業については、合併時に再編する。

協議第53号

各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについて

各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古房夫

- 1 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
- 5 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。
- 6 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。
- 7 福祉会館については、現行のとおりとする。
- 8 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。
- 9 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。
- 10 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
調整内容	1 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
1 在日外国人高齢者特別給付事業	(1) 名称 三木市無年金外国籍等高齢者特別給付金 (2) 対象者 市内に居住地として登録している外国人(転入後1年以上)で、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者(生活保護受給者は除く。本人、扶養義務者所得制限あり。) (3) 支給額 月額 28,000円 (県補助 11,000円・市負担 17,000円) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 14人	1 在日外国人高齢者特別給付事業 (1) 名称 吉川町外国籍高齢者等福祉給付金 (1) 対象者 町内に居住地として登録している外国人(転入後1年以上)で、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者(生活保護受給者は除く。本人、扶養義務者所得制限あり。) (2) 支給額 月額 20,000円 (県補助 10,000円・町負担 10,000円) (3) 支給状況 平成15年度実績 支給者 なし	合併時に三木市の制度に統一する。
2 在日外国人身障者特別給付事業	(1) 名称 三木市無年金外国籍等重度障害者特別給付金 (2) 対象者 市内に居住地として登録している外国人(転入後1年以上)で、障害基礎年金等を受けることができない重度障害者(生活保護受給者は除く。本人所得制限あり。) (3) 支給額 月額 63,000円 (県補助 22,000円・市負担 41,000円) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 1人	2 在日外国人身障者特別給付事業 (1) 名称 吉川町外国籍障害者等福祉給付金 (2) 対象者 町内に居住地として登録している外国人(転入後1年以上)で、障害基礎年金等を受けることができない重度障害者(生活保護受給者は除く。本人所得制限あり。) (2) 支給額 月額 45,000円 (県補助 22,000円・町負担 23,000円) (3) 支給状況 平成15年度実績 支給者 なし	合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
------	------------	------	---------------

調整内容	3 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
------	--------------------------------	--	--

現 況		調整の具体的内容
三 木 市	吉 川 町	

<p>3 福祉年金事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び母子家庭に対し市民福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。</p> <p>(1) 対象者・支給額等（平成15年8月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>支給額（年額）</th> <th>支給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">身 体 障 害 者</td> <td>1 級</td> <td>30,000 円</td> <td rowspan="4">2,222 人</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>15,600 円</td> </tr> <tr> <td>5・6 級</td> <td>12,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知 的 障 害 者</td> <td>A・B1</td> <td>30,000 円</td> <td>223 人</td> </tr> <tr> <td>精 神 障 害 者</td> <td>1・2 級</td> <td>30,000 円</td> <td>92 人</td> </tr> <tr> <td>母 子 家 庭</td> <td></td> <td>24,000 円</td> <td>397 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 条 件 市内に引続き1年以上住所を有する者</p> <p>(3) その他 ア 支払日 9月末、3月末 イ 支払方法 口座振替、窓口払 ウ 条件に該当し申請の翌月から、喪失月まで支給する。</p>	対 象 者	支給額（年額）	支給者数	身 体 障 害 者	1 級	30,000 円	2,222 人	2 級	24,000 円	3 級	18,000 円	4 級	15,600 円	5・6 級	12,000 円		知 的 障 害 者	A・B1	30,000 円	223 人	精 神 障 害 者	1・2 級	30,000 円	92 人	母 子 家 庭		24,000 円	397 人	<p>3 福祉年金事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び父子・母子家庭に対し福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。</p> <p>(1) 対象者・支給額等（平成15年8月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>支給額（年額）</th> <th>支給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">身 体 障 害 者</td> <td>1・2 級</td> <td>20,000 円</td> <td rowspan="3">311 人</td> </tr> <tr> <td>3・4 級</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>5・6 級</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">知 的 障 害 者</td> <td>A</td> <td>20,000 円</td> <td rowspan="3">36 人</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>B2</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精 神 障 害 者</td> <td>1 級</td> <td>20,000 円</td> <td rowspan="3">4 人</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">父 子 ・ 母 子 家 庭</td> <td>児童1人</td> <td>12,000 円</td> <td rowspan="3">38 人</td> </tr> <tr> <td>児童2人</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td>児童3人</td> <td>22,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 条 件 町内に住所を有する者（1歳以上の者は1年以上居住（父子・母子））</p> <p>(3) その他 ア 支払日 6月末、随時 イ 支払方法 口座振替 ウ 条件に該当し申請の翌月から、喪失月まで支給する。</p>	対 象 者	支給額（年額）	支給者数	身 体 障 害 者	1・2 級	20,000 円	311 人	3・4 級	10,000 円	5・6 級	4,000 円	知 的 障 害 者	A	20,000 円	36 人	B1	15,000 円	B2	10,000 円	精 神 障 害 者	1 級	20,000 円	4 人	2 級	15,000 円	3 級	10,000 円	父 子 ・ 母 子 家 庭	児童1人	12,000 円	38 人	児童2人	17,000 円	児童3人	22,000 円	<p>合併時に三木市の制度に統一する。 制度改正について、今後速やかに検討する。</p>
対 象 者	支給額（年額）	支給者数																																																															
身 体 障 害 者	1 級	30,000 円	2,222 人																																																														
	2 級	24,000 円																																																															
	3 級	18,000 円																																																															
	4 級	15,600 円																																																															
5・6 級	12,000 円																																																																
知 的 障 害 者	A・B1	30,000 円	223 人																																																														
精 神 障 害 者	1・2 級	30,000 円	92 人																																																														
母 子 家 庭		24,000 円	397 人																																																														
対 象 者	支給額（年額）	支給者数																																																															
身 体 障 害 者	1・2 級	20,000 円	311 人																																																														
	3・4 級	10,000 円																																																															
	5・6 級	4,000 円																																																															
知 的 障 害 者	A	20,000 円	36 人																																																														
	B1	15,000 円																																																															
	B2	10,000 円																																																															
精 神 障 害 者	1 級	20,000 円	4 人																																																														
	2 級	15,000 円																																																															
	3 級	10,000 円																																																															
父 子 ・ 母 子 家 庭	児童1人	12,000 円	38 人																																																														
	児童2人	17,000 円																																																															
	児童3人	22,000 円																																																															

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
調整内容	4 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。		
現		況	
三木市		吉川町	
4 慰霊祭		4 追悼式	調整の具体的内容
(1) 合同慰霊祭		(1) 目的 戦没者の英霊に対して慰霊と感謝の誠を捧げる。	三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。 吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
ア 目的	戦没者の英霊に対して慰霊と感謝の誠を捧げる。	(2) 主催者 町	
イ 主催者	三木市遺徳顕彰会	(3) 開催日 毎年4月中旬～下旬	
ウ 開催日	毎年4月22日	(4) 会場 活動センター 文化体育館	
エ 会場	上の丸忠魂碑	(5) 内容 遺族並びに来賓が出席し慰霊の式典を開催 ・柱数 358柱	
オ 内容	遺族並びに来賓が出席し慰霊の式典を開催 ・柱数 1,330柱	(6) 経費 平成15年度実績 780,000円(祭壇、お供え、バス代等)	
カ 経費	平成15年度実績 20,000円(お供え、花等)		
(2) 地区慰霊祭			
ア 目的	戦没者の英霊に対して慰霊と感謝の誠を捧げる。		
イ 主催者	三木市遺徳顕彰会		
ウ 開催日	毎年4月20日～3月10日		
エ 会場	各地区慰霊碑		
オ 内容	遺族並びに来賓が出席し慰霊の式典を開催 ・柱数 1,330柱		
カ 経費	平成15年度実績 20,000円(お供え、花等)		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
調整内容	5 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。 6 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。		
		現	況
三木市		吉川町	
5 屋内ゲートボール場	(1) 位置 三木市福井2472番地 (2) 開場時間 午前9時～午後6時 (3) 休場日 毎週水曜日・年末年始(12月28日～1月4日) (4) 施設概要 屋内ゲートボール場 20m×15m 2面 (5) 利用状況 平成15年度実績 利用件数 197件 利用者 10,460人	5 屋内ゲートボール場 なし	現行のとおりとする。
6 高齢者福祉センター	(1) 位置 ア 高齢者福祉センター 三木市末広1丁目6番46号 イ 高齢者生きがいセンター 三木市末広1丁目9番27号 (2) 開館時間 午前8時30分～午後9時30分 (3) 休館日 毎週日曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日) (4) 施設概要 ア 高齢者福祉センター(福祉会館1階及び2階の一部) ヘルストロン室、リフレッシュルーム、碁・将棋室、講座室、和室、工作室 イ 高齢者生きがいセンター 会議室、研修室、講座室 (5) 利用状況 平成15年度実績 利用件数 1,361件 利用者 22,274人	6 高齢者福祉センター なし	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
調整内容	7 福祉会館については、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
7 福祉会館	<p>(1) 位置 三木市末広1丁目6番46号</p> <p>(2) 開館時間 平日 午前9時～午後9時30分 日曜日 午前9時～午後5時</p> <p>(3) 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日・年末年始(12月29日～1月4日)</p> <p>(4) 施設概要 1階 事務室、相談室、会議室、和室、ヘルストロ ン室、リフレッシュルーム、講座室、相談室、会議 室、和室 2階 中会議室、研修室、視聴覚室、工作室 3階 大会議室 ・三木市高齢者大学の講座開講施設として利用して いる。 ・貸館施設として市民等の一般の利用に供してい る。</p> <p>(5) 利用状況 平成15年度実績 利用件数 2,951件 利用者 76,766人</p>	7 福祉会館 なし	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会																	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い																
調整内容	8 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。																		
現 況		調整の具体的内容																	
三 木 市		吉 川 町																	
8 市立デイサービスセンター (1) 位置 <table border="1" data-bbox="141 507 837 831"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイサービスセンター 口吉川</td> <td>三木市口吉川町殿畑 144 番地</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター 志染</td> <td>三木市志染町井上 744 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター ひまわり</td> <td>三木市緑が丘町西 4 丁目 48 番地</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター 三木南</td> <td>三木市福井 3 丁目 3 番 12 号</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター 三木東</td> <td>三木市君が峰町 3 番 38 号</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター 三木北</td> <td>三木市加佐 577 番 1</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター 自由が丘</td> <td>三木市志染町吉田 1241 番地の 13</td> </tr> </tbody> </table> (2) 開館時間 月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (3) 休館日 日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)		名 称	位 置	デイサービスセンター 口吉川	三木市口吉川町殿畑 144 番地	デイサービスセンター 志染	三木市志染町井上 744 番地の 1	デイサービスセンター ひまわり	三木市緑が丘町西 4 丁目 48 番地	デイサービスセンター 三木南	三木市福井 3 丁目 3 番 12 号	デイサービスセンター 三木東	三木市君が峰町 3 番 38 号	デイサービスセンター 三木北	三木市加佐 577 番 1	デイサービスセンター 自由が丘	三木市志染町吉田 1241 番地の 13	8 町立デイサービスセンター なし	
名 称	位 置																		
デイサービスセンター 口吉川	三木市口吉川町殿畑 144 番地																		
デイサービスセンター 志染	三木市志染町井上 744 番地の 1																		
デイサービスセンター ひまわり	三木市緑が丘町西 4 丁目 48 番地																		
デイサービスセンター 三木南	三木市福井 3 丁目 3 番 12 号																		
デイサービスセンター 三木東	三木市君が峰町 3 番 38 号																		
デイサービスセンター 三木北	三木市加佐 577 番 1																		
デイサービスセンター 自由が丘	三木市志染町吉田 1241 番地の 13																		
		現行のとおりとする。																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い															
調整内容	9 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。																	
現		況																
三木市		吉川町																
9 地域交流委託事業（市単） なし （各特別養護老人ホームが独自に実施している。）	9 地域交流委託事業（町単） 特別養護老人ホーム さざんかの郷に設けた地域交流スペースを拠点として、入所者やその家族はもちろん地域コミュニティの育成と世代を超えた交流の場となることを目的としている。 (1) 事業等 ア 施設情報誌「ほのぼの生活」の発行 部数 3,300部 発行回数 年4回（4・7・11・1月） イ 地域との交流事業		合併後5年を目途に廃止する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行事名</th> <th>参加数（ボランティア数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏祭り</td> <td>1,600人（250人）</td> </tr> <tr> <td>敬老祝賀会</td> <td>240人（38人）</td> </tr> <tr> <td>新年祝賀会</td> <td>250人（28人）</td> </tr> </tbody> </table>		行事名	参加数（ボランティア数）	夏祭り	1,600人（250人）	敬老祝賀会	240人（38人）	新年祝賀会	250人（28人）								
行事名	参加数（ボランティア数）																	
夏祭り	1,600人（250人）																	
敬老祝賀会	240人（38人）																	
新年祝賀会	250人（28人）																	
	<p>ウ ボランティア活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動団体名</th> <th>活動内容</th> <th>活動人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くちなしの会</td> <td>裁縫・唱歌・俳句等</td> <td>462人</td> </tr> <tr> <td>かりんの会</td> <td>デイサービス話し相手</td> <td>455人</td> </tr> <tr> <td>そらまめ</td> <td>紙芝居</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>まることボランティア</td> <td>環境整備・雅楽演奏</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table>		活動団体名	活動内容	活動人数	くちなしの会	裁縫・唱歌・俳句等	462人	かりんの会	デイサービス話し相手	455人	そらまめ	紙芝居	62人	まることボランティア	環境整備・雅楽演奏	90人	
活動団体名	活動内容	活動人数																
くちなしの会	裁縫・唱歌・俳句等	462人																
かりんの会	デイサービス話し相手	455人																
そらまめ	紙芝居	62人																
まることボランティア	環境整備・雅楽演奏	90人																
	<p>エ 各学校との交流</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川高校(福祉体験・訪問)</td> <td>161人</td> </tr> <tr> <td>吉川中学校(トライアルウィーク)</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>小学校・幼稚園(見学・ふれあい訪問)</td> <td>85人</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	参加数	吉川高校(福祉体験・訪問)	161人	吉川中学校(トライアルウィーク)	48人	小学校・幼稚園(見学・ふれあい訪問)	85人								
学校名	参加数																	
吉川高校(福祉体験・訪問)	161人																	
吉川中学校(トライアルウィーク)	48人																	
小学校・幼稚園(見学・ふれあい訪問)	85人																	
	(2) 委託先等 特別養護老人ホーム さざんかの郷 委託料 2,004,950円（平成15年度実績）																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他各種福祉制度の取扱い
調整内容	10 災害甲慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	調整の具体的内容
三木市		吉川町	
10	<p>災害甲慰金・見舞金支給事業</p> <p>自然災害により被害を被った市民等に対して災害甲慰金・災害無見舞金の支給等を行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>(1) 災害甲慰金 災害により死亡した場合に支給 ・世帯主 5,000,000円 ・その他 2,500,000円</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体的に著しい被害を受けた場合に支給 ・世帯主 2,500,000円 ・その他 1,250,000円</p> <p>(3) 災害援護資金の貸付 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸付 ・被害の程度により1,500,000円～3,500,000円 年利 3% (据置期間 無利子) 10年償還 (据置期間 3年)</p> <p>(4) 災害見舞金及び死亡甲慰金 (市単) 市内において発生した災害による被災者に対し災害見舞金及び死亡甲慰金を支給 ・全壊 一世帯 50,000円 ・半壊 一世帯 30,000円 ・浸水等 一世帯 10,000円 ・死亡甲慰金 死者一人につき 30,000円</p>	<p>10 災害甲慰金・見舞金支給事業</p> <p>自然災害により被害を被った町民等に対して災害甲慰金・災害無見舞金の支給等を行うことにより、町民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>(1) 災害甲慰金 災害により死亡した場合に支給 ・世帯主 5,000,000円 ・その他 2,500,000円</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体的に著しい被害を受けた場合に支給 ・世帯主 2,500,000円 ・その他 1,250,000円</p> <p>(3) 災害援護資金の貸付 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸付 ・被害の程度により1,500,000円～3,500,000円 年利 3% (据置期間 無利子) 10年償還 (据置期間 3年)</p>	合併時に三木市の制度に統一する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めることとする。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護事業については、新市に福祉事務所を設置し、その業務を行う。 2 民生児童委員協議会については、現3町の協議会と協議の上、合併時に統合する方向で調整する。 3 福祉タクシー事業については、事業内容を合併時に調整し、新市において実施する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	福祉手当については、中町の例により合併時に統合する。

提案第54号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 議会事務局部会	
協議項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1 三木市議会		1 吉川町議会	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。
(1) 議員定数		(1) 議員定数	
法定数	30人	法定数	18人
条例定数	23人	条例定数	14人
現員数	23人	現員数	14人
(2) 議員の任期		(2) 議員の任期	
平成15年5月1日から		平成15年10月21日から	
平成19年4月30日まで		平成19年10月20日まで	

議会議員の任期及び定数の取扱いについて

・編入合併の場合、編入する市町村の議会の議員はそのまま存在し、編入される市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。
編入合併の場合も、定数特例又は在任特例のいずれかを適用することができます。

また、在任特例を適用した場合、合併後最初の一般選挙については、定数特例を適用することができます。

(1)定数特例（合併特例法第6条第2項、第3項、第5項、第6項）

編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される合併市町村ごとに選挙区を設け（第3項）、その選挙区ごとに次の算式で得られた定数（増加定数）を、編入する市町村の議員定数（旧定数）に加えた数をもって、合併市町村の議会の議員の定数とすることができます。（第2項）

この場合、合併時に編入された選挙区について増員選挙が行われることとなります。

増加定数＝編入する市町村の旧定数×（編入される市町村旧人口÷編入する市町村の旧人口）

増加定数に端数があるときは四捨五入し、増加定数が0.5未満となる場合にはこれを1とします。

三木市・吉川町の場合：増加定数 3人(23人×(9,435人÷76,682人) 2.82人)

また、この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができます。（第5項）その際には、合併時の増員選挙の場合と同様に、編入された市町村の区域ごとに選挙区が設定されることとなります。（第6項）

(2)在任特例（合併特例法第7条第1項、第3項）

編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができます。

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条（省略）

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上2人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）」とあるのは、「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項（編入合併の際の議会の議員の選挙区）」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

編入合併

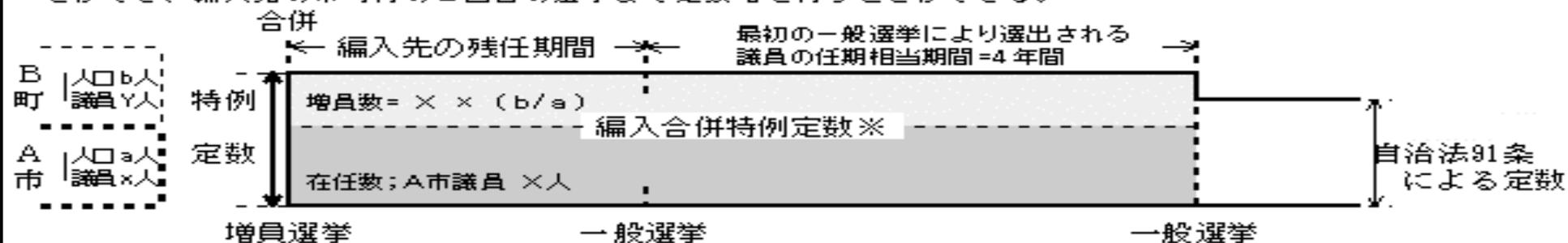
1 [定数特例(法6条2項)] 増員選挙において、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができる。



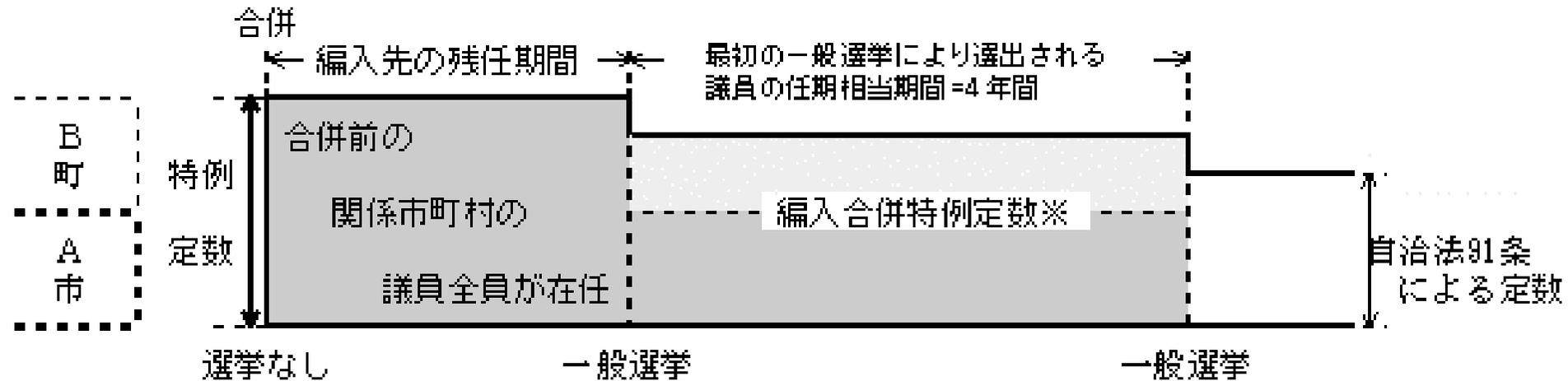
2 [在任特例(法7条1項)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができる。



3 [定数特例(法6条2項)と定数特例(法6条5項)] 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



4 [在任特例(法7条1項)と定数特例(法7条3項)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※ 編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。）

$$\boxed{\text{増員数}} = \boxed{\text{編入する市町村の旧定数}} \times \left(\boxed{\text{編入される市町村の人口}} \div \boxed{\text{編入する市町村の人口}} \right)$$

《自治法91条2項に規定する上限数（議員の定数は条例で定める）》

【市】	(人口)	(議員数)	【町村】	(人口)	(議員数)
	5万未満	26人		2千未満	12人
	5万以上10万未満	30人		2千以上 5千未満	14人
	10万以上20万未満	34人		5千以上10千未満	18人
	20万以上30万未満	38人		10千以上20千未満	22人
	30万以上50万未満	46人		20千以上	26人
	50万以上90万未満	56人			
	90万以上	56人 + 40万ごとに8人増(最大96人)			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
福山市	福山市、内海町	平成15年2月3日	内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き廿日市市の議会の議員として在任するものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。 2. 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
呉市	呉市・下蒲刈町	平成15年4月1日	議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、野田市の議会の議員の残任期間、引き続き野田市の議会の議員として在任する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	(1) 新市の議会の議員の定数については、20人とする。 (2) 議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 議会議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律第6条に規定する定数特例は適用せず、地方自治法第91条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき、18名とする。 2 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例を適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、合併後50日以内に設置選挙を行う。 3 選挙区については、1選挙区とする。

提案第55号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。
- 2 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会

協議項目	事務機構及び組織の取扱い	関係項目	専門部会名 企画部会																																				
調整内容																																							
現		況																																					
三木市		吉川町																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">教育委員会部局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課名等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>監査委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会</td> <td>事務局</td> </tr> </table>		教育委員会部局		課名等		総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター		議会	事務局	選挙管理委員会	事務局	監査委員会	事務局	公平委員会	事務局	農業委員会	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">教育委員会部局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課名等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>監査委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会</td> <td>事務局</td> </tr> </table>		教育委員会部局		課名等		教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)		議会	事務局	選挙管理委員会	事務局	監査委員会	事務局	公平委員会	事務局	農業委員会	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局
教育委員会部局																																							
課名等																																							
総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター																																							
議会	事務局																																						
選挙管理委員会	事務局																																						
監査委員会	事務局																																						
公平委員会	事務局																																						
農業委員会	事務局																																						
固定資産評価審査委員会	事務局																																						
教育委員会部局																																							
課名等																																							
教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)																																							
議会	事務局																																						
選挙管理委員会	事務局																																						
監査委員会	事務局																																						
公平委員会	事務局																																						
農業委員会	事務局																																						
固定資産評価審査委員会	事務局																																						
		調整の具体的内容																																					

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民サービスの低下を招かない組織機構 イ 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構 ウ 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 エ 簡素で効率的な組織機構 オ 指揮命令系統が明確な組織機構 カ 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構 キ 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構 ク 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構 <p>(2) 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。</p> <p>(3) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理することとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>(4) 行政委員会及び附属機関は、廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。</p> <p>(5) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実情に応じた調整を行う。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする。</p> <p>2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>3. 別子山村に置かれている付属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p>

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	市町長部局職員配置数、行政委員会職員配置数は、野田市の現在の組織・機構を基本とし、所要の職員の配置（人員の拡充等）を行う。職員一人あたり市民数において、人口規模が同水準である流山市並みの効率化を図る（約180人の減）。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。 ・支所の組織については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 ・豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>新市の事務組織及び機構は、現在の 3 町の庁舎を有効活用し、住民サービスが低下しないように十分配慮した上で、「新市における組織及び機構の整備方針」により整備するものとする。</p> <p>新市における組織及び機構の整備方針 次の 5 項目を基本的な整備方針とし、新市の組織・機構を構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎における総合窓口の設置 ・権限委譲や新しい横断型組織によるワンストップサービスの確立 2 責任の所在が明確な組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・分庁方式に対応した体制の確立 ・部署間(各庁舎間)の連絡・連携の強化 3 新たな行政課題に速やかに対応できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・民間的(企業)経営手法による行政運営と情報・広報体制の確立 ・福祉事務所の開設 4 新都市建設計画を円滑に遂行できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・計画推進担当部署間の連携 ・執行管理担当部署の設置 5 地方分権に柔軟に対応できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革など地方自治の確立を推進するための部署 ・職員個々の能力向上を図る研修体制の確立
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。 (2) 支所(黒田庄地域総合事務所)については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>新市における組織・機構の整備方針 新市の組織及び機構は、本庁及び支所(支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する。)の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 総括方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない組織・機構 イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構 ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構 エ 簡素で効率的な組織・機構 オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構 カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構 キ 緊急時に即応できる組織・機構 <p>(2) 個別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。 イ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。 ウ 本庁は、部課制を採用する。 エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。 オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。 カ 黒田庄地域総合事務所の業務等 所管する地域振興施策の企画立案及び調整、住民サービスにかかわる直接的事務の執行、住民の地域活動の支援、市の施策及び事業に関する調整及び推進 キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務(骨格案であり今後変更もあり得る。) 地域振興、公金の収納、社会福祉、介護保険、戸籍、住民基本台帳その他の窓口、国保、老人医療及び福祉医療、保健衛生、道路、橋りょう及び河川、その他の土木、農林業、農林土木、商工業、労働及び観光、下水道、農業集落排水、上水道

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 2 住民の声を適正に反映できる組織・機構 3 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 4 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 5 簡素で効率的な組織・機構

提案第56号

使用料、手数料等の取扱い(その2)について

使用料、手数料等の取扱い(その2)について、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 各種施設の使用料については、次のとおりとする。
 - (1) 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。
 - (2) 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。
- 2 狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	1 各種施設の使用料については、次のとおりとする。 (1) 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。 (2) 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。		

現		況				調整の具体的内容																																																																																
三木市		吉川町																																																																																				
1 各種施設使用料 (1) 教育関係施設 ア 市立小学校、中学校及び養護学校使用料		1 各種施設使用料 (1) 教育関係施設 ア 町立小学校及び中学校使用料				合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。 合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名称・区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>400㎡未満</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上500㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調理室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の教室</td> <td>〃</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動場</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テニスコート(1面)</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称・区分		使用料			体育館	400㎡未満	1時間につき	1,200円	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円	500㎡以上	〃	1,500円	調理室		〃	500円	その他の教室		〃	300円	運動場		〃	500円	テニスコート(1面)		〃	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>午前8時30分</th> <th>正午から午後5</th> <th>午後5時から午</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>から正午まで</th> <th>時まで</th> <th>後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td colspan="2"></td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分		午前8時30分	正午から午後5	午後5時から午			から正午まで	時まで	後10時まで	体育館			700円	700円	700円																																	
施設の名称・区分		使用料																																																																																				
体育館	400㎡未満	1時間につき	1,200円																																																																																			
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円																																																																																			
	500㎡以上	〃	1,500円																																																																																			
調理室		〃	500円																																																																																			
その他の教室		〃	300円																																																																																			
運動場		〃	500円																																																																																			
テニスコート(1面)		〃	500円																																																																																			
種別	区分		午前8時30分	正午から午後5	午後5時から午																																																																																	
			から正午まで	時まで	後10時まで																																																																																	
体育館			700円	700円	700円																																																																																	
イ 市立公民館使用料		イ 町立中央公民館使用料																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名称・区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">30㎡未満の室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30㎡以上50㎡未満の室</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50㎡以上100㎡未満の室</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100㎡以上の室</td> <td>〃</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大会議室</td> <td>400㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上500㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料理実習室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トレーニングルーム</td> <td>1人1か月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称・区分		使用料		30㎡未満の室		1時間につき	100円	30㎡以上50㎡未満の室		〃	150円	50㎡以上100㎡未満の室		〃	200円	100㎡以上の室		〃	400円	大会議室	400㎡未満	〃	1,200円	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円	500㎡以上	〃	1,500円	料理実習室		〃	500円	トレーニングルーム		1人1か月につき	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th>午前8時30分</th> <th>正午から午後</th> <th>午後5時から</th> </tr> <tr> <th>から正午まで</th> <th>5時まで</th> <th>午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>調理実習室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>研修室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第一和室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td>大集会室</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>第二和室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>				室名	使用料	午前8時30分	正午から午後	午後5時から	から正午まで	5時まで	午後10時まで	1階	調理実習室	1,500円	1,500円	1,500円	視聴覚室	1,500円	1,500円	1,500円	談話室	1,500円	1,500円	1,500円	2階	研修室	1,500円	1,500円	1,500円	第一和室	1,500円	1,500円	1,500円	3階	大集会室	6,000円	6,000円	6,000円	第二和室	1,500円	1,500円	1,500円	茶室	1,500円	1,500円	1,500円
施設の名称・区分		使用料																																																																																				
30㎡未満の室		1時間につき	100円																																																																																			
30㎡以上50㎡未満の室		〃	150円																																																																																			
50㎡以上100㎡未満の室		〃	200円																																																																																			
100㎡以上の室		〃	400円																																																																																			
大会議室	400㎡未満	〃	1,200円																																																																																			
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円																																																																																			
	500㎡以上	〃	1,500円																																																																																			
料理実習室		〃	500円																																																																																			
トレーニングルーム		1人1か月につき	1,000円																																																																																			
室名	使用料	午前8時30分	正午から午後	午後5時から																																																																																		
		から正午まで	5時まで	午後10時まで																																																																																		
1階	調理実習室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	視聴覚室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	談話室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
2階	研修室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	第一和室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
3階	大集会室	6,000円	6,000円	6,000円																																																																																		
	第二和室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	茶室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																	
現			況		調整の具体的内容																	
三木市			吉川町																			
ウ 市立勤労青少年ホーム使用料			ウ なし		現行のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室1・講習室2・和室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>和集会室・音楽室</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>〃</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		講習室1・講習室2・和室	1時間につき	100円	和集会室・音楽室	〃	150円	軽運動室	〃	250円	料理実習室	〃	500円					
施設の名称	使用料																					
講習室1・講習室2・和室	1時間につき	100円																				
和集会室・音楽室	〃	150円																				
軽運動室	〃	250円																				
料理実習室	〃	500円																				
エ 市立教育センター使用料			エ なし		現行のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>〃</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>セミナー室1</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>セミナー室2</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室(和室)</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		大研修室	1時間につき	1,200円	中研修室	〃	600円	セミナー室1	〃	150円	セミナー室2	〃	150円	会議室(和室)	〃	200円		
施設の名称	使用料																					
大研修室	1時間につき	1,200円																				
中研修室	〃	600円																				
セミナー室1	〃	150円																				
セミナー室2	〃	150円																				
会議室(和室)	〃	200円																				
オ 市立市民運動場使用料			オ 町立町民体育館使用料		合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民体育館</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>勤労者体育センター</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		市民体育館	1時間につき	1,500円	勤労者体育センター	〃	1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料	午前8時30分から正午まで	700円	正午から午後5時まで	700円	午後5時から午後10時まで	700円	
施設の名称	使用料																					
市民体育館	1時間につき	1,500円																				
勤労者体育センター	〃	1,500円																				
区 分	使用料																					
午前8時30分から正午まで	700円																					
正午から午後5時まで	700円																					
午後5時から午後10時まで	700円																					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目						
現		況						
三木市		吉川町						
カ 文化会館使用料		カ なし						
調整の具体的内容								
現行のとおりとする。								
カ 文化会館使用料		カ なし						
施設の名称	使用料							
	使用時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	終日	
使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		
大ホール	平日	40,400円	59,400円	71,500円	93,800円	119,700円	151,900円	
	土曜日、日曜日 及び休日	48,500円	71,300円	85,800円	112,500円	143,600円	182,300円	
小ホール	平日	16,200円	23,800円	28,600円	37,500円	47,900円	60,800円	
	土曜日、日曜日 及び休日	19,400円	28,500円	34,300円	45,000円	57,400円	72,900円	
リハーサル室		2,000円	3,700円	5,000円	5,400円	8,200円	9,500円	
展示室		1,800円	3,300円	4,500円	4,900円	7,400円	8,600円	
練習室	第1練習室	1,900円	3,500円	4,800円	5,200円	7,800円	9,000円	
	第2練習室	1,200円	2,200円	3,000円	3,300円	4,900円	5,700円	
楽屋	大ホール	第1楽屋	600円	1,100円	1,500円	1,600円	2,500円	2,900円
		第2楽屋	600円	1,100円	1,500円	1,600円	2,500円	2,900円
		第3楽屋	1,100円	2,000円	2,800円	3,000円	4,500円	5,200円
		第4楽屋	1,600円	3,000円	4,000円	4,400円	6,600円	7,600円
	小ホール	第5楽屋	900円	1,700円	2,300円	2,400円	3,700円	4,300円
		第6楽屋	1,300円	2,400円	3,300円	3,500円	5,400円	6,200円
特別会議室		4,400円	8,200円	11,000円	12,000円	18,100円	20,900円	
和室	第1和室	800円	1,500円	2,000円	2,200円	3,300円	3,800円	
	第2和室	400円	700円	1,000円	1,100円	1,600円	1,900円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目																																	
現		況																																	
三木市		吉川町																																	
キ 市立三木コミュニティスポーツセンター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1時間につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>" 400円</td> </tr> <tr> <td>スタッフルーム</td> <td>" 150円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>" 150円</td> </tr> <tr> <td>和室(1室当たり)</td> <td>" 100円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	使用料	アリーナ	1時間につき 1,500円	トレーニングルーム	" 400円	スタッフルーム	" 150円	ミーティングルーム	" 150円	和室(1室当たり)	" 100円	キ なし																					
施設の名称	使用料																																		
アリーナ	1時間につき 1,500円																																		
トレーニングルーム	" 400円																																		
スタッフルーム	" 150円																																		
ミーティングルーム	" 150円																																		
和室(1室当たり)	" 100円																																		
ク 三木ホースランドパーク使用料 ふれあいの森 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土曜日・日曜日・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ターゲットバードゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>パットパットゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ホースシューズ場</td> <td>1人1回</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	単位	利用料金		平日	土曜日・日曜日・休日	ターゲットバードゴルフ場	1人1回	300円	500円	パットパットゴルフ場	1人1回	300円	500円	ホースシューズ場	1人1回	100円	200円	ク なし															
名称	単位			利用料金																															
		平日	土曜日・日曜日・休日																																
ターゲットバードゴルフ場	1人1回	300円	500円																																
パットパットゴルフ場	1人1回	300円	500円																																
ホースシューズ場	1人1回	100円	200円																																
研修センター(宿泊施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>宿泊料金(1泊につき)</th> <th>休憩料金</th> <th>時間超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋室A</td> <td>12,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1時間につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>洋室B</td> <td>6,500円</td> <td>2,200円</td> <td>" 900円</td> </tr> <tr> <td>洋室C</td> <td>10,000円</td> <td>3,400円</td> <td>" 1,300円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>22,000円</td> <td>7,400円</td> <td>" 2,800円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>" 2,600円</td> </tr> <tr> <td>洋室大</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>" 2,600円</td> </tr> <tr> <td>和室大</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>" 2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	宿泊料金(1泊につき)	休憩料金	時間超過料金	洋室A	12,000円	4,000円	1時間につき 1,500円	洋室B	6,500円	2,200円	" 900円	洋室C	10,000円	3,400円	" 1,300円	和室A	22,000円	7,400円	" 2,800円	和室B	20,000円	6,700円	" 2,600円	洋室大	20,000円	6,700円	" 2,600円	和室大	20,000円	6,700円	" 2,600円	調整の具体的内容 現行のとおりとする。	
名称	宿泊料金(1泊につき)	休憩料金	時間超過料金																																
洋室A	12,000円	4,000円	1時間につき 1,500円																																
洋室B	6,500円	2,200円	" 900円																																
洋室C	10,000円	3,400円	" 1,300円																																
和室A	22,000円	7,400円	" 2,800円																																
和室B	20,000円	6,700円	" 2,600円																																
洋室大	20,000円	6,700円	" 2,600円																																
和室大	20,000円	6,700円	" 2,600円																																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名 各部会
現 況				調整の具体的内容	
三 木 市				吉 川 町	
研修センター(宿泊施設を除く。)					
名 称	利用料金				
	午前9時から午後6時 まで(1時間につき)	午後 6 時から午後 10 時まで(1時間につき)			
大集会室	1,500 円	1,800 円			
研修室(大) (半室使用)	1,000 円 (500 円)	1,200 円 (600 円)			
研修室(小)	300 円	400 円			
図書コーナー	400 円	500 円			
和会議室	300 円	400 円			
キャンプ場					
名 称	利用料金				
	午前9時から午後6時 まで(1時間につき)	午後 6 時から午後 10 時まで(1時間につき)			
キャンピングセンター 和室	300 円	400 円			
キャンピングセンター 工作室	1,000 円	1,200 円			
キャンプサイト	1泊につき 1,500 円(日帰りの場合は1,000 円)				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名 各部会
現 況				調整の具体的内容	
三 木 市				吉 川 町	
エオの森・研修センター					
区 分	単 位	利用料金			
		午前9時から午後6時まで (1時間につき)	午後6時から午後10時まで (1時間につき)		
大集会室 バレーボールコート	1面につき	750円	900円		
大集会室 バドミントンコート	1面につき	500円	600円		
エオの森・キャンプ場					
区 分	単 位	利用料金			
ドームテント(大)	1張1泊につき	2,000円			
ドームテント(小)	1張1泊につき	800円			
タープ	1日につき1セット	500円			
毛 布	1泊につき1枚	100円			
封筒型シュラフ	1泊につき1セット	500円			
野外調理器具セット(8名分)	1回につき1セット	200円			
バーベキューコンロセット	1日につき1セット	500円			
キャンプファイヤー場	1回につき	1,000円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名	各部会	
現 況				調整の具体的内容			
三 木 市				吉 川 町			
ウ 市立星陽ふれあい広場使用料				ウ なし			現行のとおりとする。
施設の名称		使用料					
星陽ふれあい広場		1時間につき	500円				
エ 市立屋内ゲートボール場使用料				エ なし			現行のとおりとする。
使用区分		使用料	摘 要				
1コート当たり		1時間につき 300円					
器具(1セット)		1回につき 100円	当該施設内の使用に限る。				
オ 市立デイサービスセンター使用料				オ なし			現行のとおりとする。
施設の名称		室 名	使用料				
口吉川		地域交流室	1時間につき 100円				
志染		和 室	" 150円				
ひまわり		地域交流室	" 150円				
		休養室	" 100円				
三木南		地域交流室	" 150円				
三木東		地域交流室	" 200円				
三木北		地域交流室	" 100円				
自由が丘		地域交流室 1	" 250円				
		地域交流室 2	" 400円				
		研修室	" 150円				
		会議室(和室)	" 100円				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																																										
現			況																																												
三木市			吉川町																																												
カ 市立高齢者福祉センター使用料			カ なし			調整の具体的内容																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>講座室1</td> <td>"</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>講座室2</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム</td> <td>1人1回につき</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			会議室1	1時間につき	150円	会議室2	"	100円	研修室	"	350円	講座室1	"	150円	講座室2	"	100円	碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム	1人1回につき	50円																							
施設の名称	使用料																																														
会議室1	1時間につき	150円																																													
会議室2	"	100円																																													
研修室	"	350円																																													
講座室1	"	150円																																													
講座室2	"	100円																																													
碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム	1人1回につき	50円																																													
キ 総合保健福祉センター使用料			キ 健康福祉センター使用料			合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td rowspan="4">1時間につき</td> <td rowspan="4">500円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td rowspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td>体力測定室</td> <td>1人1か月につき</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			研修室	1時間につき	500円	栄養指導室	会議室	談話室	視聴覚室	1人1回につき	300円	体力測定室	1人1か月につき	1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>8時30分から12時まで</th> <th>13時から17時15分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1(コミュニティホール)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>会議室2(コミュニティホール)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>会議室3(ミーティングルーム)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>録音室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>和室(セミナールーム)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>健康プール</td> <td>1人1回</td> <td>大人 200円 小人 100円 幼児 無料</td> </tr> <tr> <td>在宅心身障害者(児)小規模作業所</td> <td>通所生 1人</td> <td>月額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	8時30分から12時まで	13時から17時15分まで	会議室1(コミュニティホール)	1,500円	1,500円	会議室2(コミュニティホール)	1,500円	1,500円	会議室3(ミーティングルーム)	1,500円	1,500円	録音室	1,500円	1,500円	栄養指導室	1,500円	1,500円	和室(セミナールーム)	1,500円	1,500円	健康プール	1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料	在宅心身障害者(児)小規模作業所	通所生 1人
施設の名称	使用料																																														
研修室	1時間につき	500円																																													
栄養指導室																																															
会議室																																															
談話室																																															
視聴覚室	1人1回につき	300円																																													
体力測定室			1人1か月につき	1,500円																																											
施設の名称	8時30分から12時まで	13時から17時15分まで																																													
会議室1(コミュニティホール)	1,500円	1,500円																																													
会議室2(コミュニティホール)	1,500円	1,500円																																													
会議室3(ミーティングルーム)	1,500円	1,500円																																													
録音室	1,500円	1,500円																																													
栄養指導室	1,500円	1,500円																																													
和室(セミナールーム)	1,500円	1,500円																																													
健康プール	1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料																																													
在宅心身障害者(児)小規模作業所	通所生 1人	月額 5,000円																																													

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会		
現			況				
三木市			吉川町				
ク なし			ク 吉川町温泉交流館使用料				
			施設の名称		使用料		
			幸の湯		大人 1人1回	600円	
			福の湯		小人 1人1回	300円	
		幼児 1人1回		無料			
家族風呂		しおみ		4,000円			
しおみ		1家族 1時間					
なごみ							
めぐみ							
調整の具体的内容							
現行のとおりとする。							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																							
現 況			調整の具体的内容																									
三 木 市			吉 川 町																									
(3) 産業・観光関係施設 ア 市立勤労者福祉センター使用料			(3) 産業・観光関係施設 ア なし			現行のとおりとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業講習室</td> <td>1時間につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレーニング室</td> <td>1人1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1人1か月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>〃</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>教養文化室</td> <td>〃</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			職業講習室	1時間につき	200円	トレーニング室	1人1回につき	200円	1人1か月につき	1,000円	多目的ホール	1時間につき	800円	研修室	〃	300円	会議室	〃	200円	教養文化室	〃	250円		
施設の名称	使用料																											
職業講習室	1時間につき	200円																										
トレーニング室	1人1回につき	200円																										
	1人1か月につき	1,000円																										
多目的ホール	1時間につき	800円																										
研修室	〃	300円																										
会議室	〃	200円																										
教養文化室	〃	250円																										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																						
現			況		調整の具体的内容																						
三木市			吉川町																								
イ なし			イ 山田錦の館使用料 総合交流拠点施設 <table border="1" data-bbox="1025 434 1778 595"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前 (10:00~12:00)</th> <th>午 後 (13:00~16:00)</th> <th>夜 間 (17:00~22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>企画会議室</td> <td>2,000 円</td> <td>3,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 総合拠点施設委託販売 <table border="1" data-bbox="1025 675 1778 836"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)</td> <td>販売額の 10%</td> </tr> <tr> <td>地域特産品・工芸品展示販売所</td> <td>販売額の 5% ~ 40%</td> </tr> </tbody> </table> 農畜産物処理加工施設 <table border="1" data-bbox="1025 916 1778 1114"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室</td> <td>1 室 1 月 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	午 前 (10:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)	夜 間 (17:00~22:00)	研修室	4,000 円	6,000 円	10,000 円	企画会議室	2,000 円	3,000 円	5,000 円	区 分	手数料の額	農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)	販売額の 10%	地域特産品・工芸品展示販売所	販売額の 5% ~ 40%	区 分	利用料金の額	みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室	1 室 1 月 25,000 円	現行のとおりとする。
区 分	午 前 (10:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)	夜 間 (17:00~22:00)																								
研修室	4,000 円	6,000 円	10,000 円																								
企画会議室	2,000 円	3,000 円	5,000 円																								
区 分	手数料の額																										
農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)	販売額の 10%																										
地域特産品・工芸品展示販売所	販売額の 5% ~ 40%																										
区 分	利用料金の額																										
みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室	1 室 1 月 25,000 円																										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	調整の具体的内容																											
現 況																														
三 木 市		吉 川 町																												
(4) 建設関係施設 ア 有料公園使用料 多目的グラウンド		(4) 建設関係施設 ア 有料公園(活動センター)使用料 多目的グラウンド	合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑が丘スポーツ公園グラウンド</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>三木グリーンパークグラウンド</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称		単 位	金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	緑が丘スポーツ公園グラウンド	2時間につき	2,000 円		三木グリーンパークグラウンド	2時間につき	2,000 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <th>(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>全面利用</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明</td> <td>全灯利用</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>半灯利用</td> <td>1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	使用料	(1時間当たり)	多目的グラウンド	全面利用	500 円	半面利用	300 円	夜間照明	全灯利用	2,000 円	半灯利用
施設の名称	単 位		金 額																											
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																											
緑が丘スポーツ公園グラウンド	2時間につき	2,000 円																												
三木グリーンパークグラウンド	2時間につき	2,000 円																												
名 称	区 分	使用料																												
		(1時間当たり)																												
多目的グラウンド	全面利用	500 円																												
	半面利用	300 円																												
夜間照明	全灯利用	2,000 円																												
	半灯利用	1,200 円																												
野球場		なし	現行のとおりとする。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ともえ運動公園野球場</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自由が丘北公園野球場</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三木山総合公園野球場</td> <td>グラウンド 2時間につき</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>本部席 2時間につき</td> <td colspan="2">500 円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード 2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>放送設備1式 2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位	金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	ともえ運動公園野球場	2時間につき	1,000 円		自由が丘北公園野球場	2時間につき	1,000 円		三木山総合公園野球場	グラウンド 2時間につき	4,000 円	5,000 円	本部席 2時間につき	500 円		スコアボード 2時間につき	1,000 円		放送設備1式 2時間につき	1,000 円			
施設の名称	単 位			金 額																										
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																											
ともえ運動公園野球場	2時間につき	1,000 円																												
自由が丘北公園野球場	2時間につき	1,000 円																												
三木山総合公園野球場	グラウンド 2時間につき	4,000 円	5,000 円																											
	本部席 2時間につき	500 円																												
	スコアボード 2時間につき	1,000 円																												
	放送設備1式 2時間につき	1,000 円																												

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名	各部会	
現				況		調整の具体的内容	
三木市				吉川町			
施設の名称 三木山総合公園野 球場	単 位 本部席 2時間につき	金 額		なし			
		平 日	土曜日、日曜 日及び休日				
			500 円				
	単 位 スコアボード 2時間につき						1,000 円
							1,000 円
	単 位 放送設備 1 式 2時間につき						4,000 円
							3,000 円
単 位 照明設備 100%使用 1時間につき			2,000 円				
単 位 照明設備 75%使用 1時間につき							
単 位 照明設備 50%使用 1時間につき							
陸上競技場							
施設の名称 三木山総合公園陸 上競技場	単 位 専用使用 2時間につき	金 額		なし		現行のとおりとする。	
		平 日	土曜日、日曜 日及び休日				
			3,000 円				4,000 円
	単 位 専用使用ナイター 2時間につき						4,000 円
単 位 個人使用 1人1回につき				200 円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目			
現			況		調整の具体的内容	
三木市			吉川町			
	施設の名称	単 位	金 額		合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。	
			平 日	土曜日、日曜日及び休日		
	三木山総合公園陸上競技場	放送設備1式 2時間につき	1,000円			
		会議室 2時間につき	600円			
		照明設備 1系統30分につき	500円			
	庭球場					
	施設の名称	単 位	金 額			
			平 日	土曜日、日曜日及び休日		
	緑が丘スポーツ公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円		
	三木山総合公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円		
		4月1日から9月30日の午後6時30分から午後8時30分までと10月1日から3月31日の午後4時30分から午後8時30分までの間に使用する場合は、上記金額に400円を加える。				
	庭球場					
	名 称	区 分	使用料 (1時間当たり)			
	テニスコート	1コート	800円			
	夜間照明	全灯利用	400円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	調整の具体的内容															
現		況																
三木市		吉川町																
<p>プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三木山総合公園屋 内プール</td> <td rowspan="2">個人使用 1人1回につき</td> <td>加温時期 (下記以外)</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>未加温時期 (7.1~8.31)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体使用 1日につき</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位	金 額	三木山総合公園屋 内プール	個人使用 1人1回につき	加温時期 (下記以外)	600円	未加温時期 (7.1~8.31)	500円	団体使用 1日につき		165,000円	1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき		2,500円	なし	現行のとおりとする。
施設の名称	単 位	金 額																
三木山総合公園屋 内プール	個人使用 1人1回につき	加温時期 (下記以外)	600円															
		未加温時期 (7.1~8.31)	500円															
	団体使用 1日につき		165,000円															
	1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき		2,500円															
なし		<p>文化体育館(パストラルホール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">多目的ホール</td> <td>全面利用</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面利用</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>舞台利用</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	使用料 (1時間当たり)	多目的ホール	全面利用	2,000円	半面利用	1,000円	4分の1面利用	500円	舞台利用	1,000円	会議室		500円	現行のとおりとする。
名 称	区 分	使用料 (1時間当たり)																
多目的ホール	全面利用	2,000円																
	半面利用	1,000円																
	4分の1面利用	500円																
	舞台利用	1,000円																
会議室		500円																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名	各部会											
現				況		調整の具体的内容											
三木市			吉川町														
なし				<p style="text-align: center;">ゲートボール場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1コート</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1コート</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	使用料 (1時間当たり)	ゲートボール場	1コート	200円	夜間照明	1コート	200円	現行のとおりとする。		
	区 分	使用料 (1時間当たり)															
ゲートボール場	1コート	200円															
夜間照明	1コート	200円															
なし				<p style="text-align: center;">研修館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料 (1時間当たり)	講習室	500円	研修室	500円	和室	500円	会議室	500円	現行のとおりとする。	
区 分	使用料 (1時間当たり)																
講習室	500円																
研修室	500円																
和室	500円																
会議室	500円																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目		専門部会名	各部会	
調整内容		2 狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。						
区分	手数料の種類	現 況		調整の具体的内容				
		三木市		吉川町				
		単 位	手数料	単 位	手数料			
狂犬病予防法	犬の登録手数料	1頭	3,000円	1頭	3,000円	現行のとおりとする。		
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550円	1頭	550円	現行のとおりとする。		
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600円	1頭	1,600円	現行のとおりとする。		
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340円	1頭	340円	現行のとおりとする。		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣飼養登録票の交付手数料又はその更新手数料若しくは再交付手数料	1件	3,400円	1件	3,400円	現行のとおりとする。		
租税特別措置法	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円	1件	86,000円	現行のとおりとする。		
	手数料 優良住宅新築認定申請	計 新築住宅の床面積の合	100㎡以下	1件	6,200円	1件	6,200円	現行のとおりとする。
			100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円	1件	8,600円	現行のとおりとする。
			500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円	1件	13,000円	現行のとおりとする。
			2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円	1件	35,000円	現行のとおりとする。
			10,000㎡を超えるとき	1件	43,000円	1件	43,000円	現行のとおりとする。
	手数料 良質住宅新築認定申請	計 新築住宅の床面積の合	100㎡以下	1件	6,200円	1件	6,200円	現行のとおりとする。
			100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円	1件	8,600円	現行のとおりとする。
			500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円	1件	13,000円	現行のとおりとする。
			2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円	1件	35,000円	現行のとおりとする。
			10,000㎡を超えるとき	1件	43,000円	1件	43,000円	現行のとおりとする。
	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円	1件	1,300円	現行のとおりとする。		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目		専門部会名	各部会	
区分	手数料の種類	現況		調整の具体的内容				
		三木市	吉川町	単位	手数料	単位	手数料	
屋外広告物条例	はり紙・はり札	100枚	300円	100枚	300円	現行のとおりとする。		
	看板並びによるもの 広告塔によるもの 広告板及び	5㎡未満のもの	1枚・1基	1,000円	1枚・1基	1,000円	現行のとおりとする。	
		5㎡以上10㎡未満のもの	1枚・1基	2,000円	1枚・1基	2,000円	現行のとおりとする。	
		10㎡以上のもの	1枚・1基	3,000円	1枚・1基	3,000円	現行のとおりとする。	
		15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに加算される額	1枚・1基	1,000円	1枚・1基	1,000円	現行のとおりとする。	
	アーチによるもの	1基	4,000円	1基	4,000円	現行のとおりとする。		
	宣伝車	1台	2,000円	1台	2,000円	現行のとおりとする。		
	アドバルーン	1個	800円	1個	800円	現行のとおりとする。		
	電柱・街灯利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	標識利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	車体利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	広告幕	1枚	300円	1枚	300円	現行のとおりとする。		
	立看板	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
のぼり・旗	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。			
その他の広告物	1枚・1基・1個	300円	1枚・1基・1個	300円	現行のとおりとする。			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 各部会				
協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目				
現		況				調整の具体的内容
区分	手数料の種類	三木市		吉川町		
		単位	手数料	単位	手数料	
税 条 例	督促手数料	1通	80円	1通	100円	合併時に三木市の制度に統一する。
	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件	300円	1回	300円	合併時に三木市の制度に統一する
(地方税法の規定により公示した期間において納税義務者が閲覧する場合は無料)		(地方税法の規定により公示した期間において納税義務者が閲覧する場合は無料)				
そ の 他	租税、公課その他の諸収入金に関する証明手数料	1件	300円	1枚	300円	現行のとおりとする。
	土地又は建物に関する証明手数料	1筆・1棟	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
		(1通の証明書に2以上の土地又は建物を列記し一括して証明するときは、1通の証明書に列記する2番目以降の土地又は建物についての手数料の額は、1筆又は1棟につき100円とする。)		(土地については5筆までごとに、家屋については、5棟までごとに1件とする。)		
	償却資産に関する証明手数料	1件	300円	1件	300円	現行のとおりとする。
	公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	1件	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
(1人1種類1回を1件とし、1時間を超える時は、1時間までごとに300円を加える。)						
その他事務に属する事項に関する証明	1件	300円	1件	300円	現行のとおりとする。	

関係法令

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものつき、手数料を徴収することができる。

第238条の4 1～3 (省略)

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書等の発行手数料のうち、金額に違いのあるものは野田市の額に統一する。なお、証明手数料は、野田市の額が高いが、これは近隣市等の均衡を考慮したものである。 ・行政財産使用料は、野田市の制度を基本とし、規程を整備する。 ・公民館使用料は、各館とも現行のとおりとし、利用時間は両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料については、新発田市の制度に統一する。 ・使用料については、現行どおりとする。 ただし、豊浦町の郷土資料館入館料の減免措置は、新発田市の制度を適用する。豊浦町の体育施設及び公民館の使用料は、当分の間、現行どおりとし、内容については新市で調整する。臨時露店使用料については、新発田市の制度を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 手数料については、3町で差異のないものは現行の金額とし、差異のあるものは、新市における住民負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に統一する。</p> <p>2 施設使用料については、各施設的内容及び建設年度が異なるため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、以下の同種又は類似する施設等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 体育施設の使用料は、合併時に統一する。</p> <p>(2) 集会施設の使用料は、施設間に大きな料金差があるため合併後段階的に格差が縮小するよう調整する。</p> <p>(3) 学校施設の目的外使用料は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 町内・町外の料金区分は、合併時に廃止する方向で調整する。</p>
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<p>(1) 各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。</p> <p>(2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。</p>
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 3町で差異のある使用料及び手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について合併時まで調整する。</p>

提案第57号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- (1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	各部会
協議項目	公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <p>(1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</p>		
<p>関係法令</p> <p>『公共的団体の定義』</p> <p>公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい（行政実例 昭和24.1.13 昭34.12.16）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 （国、都道府県等の協力等）</p> <p>第16条 1～6 省略</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法 （公共的団体等の監督）</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p>			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成 15 年 3 月 1 日	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行どおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成 15 年 4 月 1 日	<p>各種公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <p>1. 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2. 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成 15 年 7 月 7 日	<p>両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市との一体性を保つため、統合した方がよい団体についてはできる限り、合併時に統合できるよう調整に努める。 2 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。 (2) 統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新町との一体性を保つため、統合した方がよい団体についてはできる限り、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 2 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 各町独自の団体については、原則として、現行のとおりとする。

提案第58号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	各部会
協議項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。</p>		

関係法令

地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。 2. 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。 3. 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。 ・両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。 ・両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。 ・他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>各種団体の補助金・交付金等については、次の方針により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一又は同種の団体に対する補助金等については、統合又は統一の方向で調整する。 2 各町独自の補助金等については、従来からの経緯・実情等に配慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。 3 イベント実施団体への補助金等については、事業の実施も含め調整する。 4 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新町において公共性、有効性、公平性及び必要性の観点からその内容を検討し、各種団体の理解と協力を得て、合併時または合併後に次のように調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町における同一あるいは同種の補助金、交付金等については、統合できるよう調整する。 2 3町における独自の補助金、交付金等については、その目的を明確にし、従来の実績等を考慮し、町全域の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止できるよう調整する。

提案第59号

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 金物まつりについては、現行のとおりとする。
- 2 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
- 3 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。
- 4 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。
- 5 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	1 金物まつりについては、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 金物まつり	1 金物まつり	現行のとおりとする。 新市全体の行事として実施する。	
(1) 目的	三木特産の金物をはじめとする産業の振興と、市民の広域的な交流を進め、産業の発展と魅力あるまちづくりを進める。	なし	
(2) 主催者	金物まつり実行委員会		
(3) 開催日	11月6日～11月7日(平成16年度予定)		
(4) 会場	文化会館駐車場		
(5) 内容			
ア 産業フェア	三木金物展示・直売会 古式鍛錬 米まつり 牛乳まつり 野菜の品評会		
イ 展示即売会	三木金物びっくり市 野菜市 バザール		
ウ 芸術文化祭	芸能祭 菊花展 盆栽展 三木太鼓 よさこい 全国歌謡チャンピオン大会		
エ その他	丸太切り競争 ×クイズ 交流物産展 ふれあい体験館		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	2 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。 3 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
2 夏まつり		2 ふるさとまつり	吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施し、そのための組織の育成に努める。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
(1) 目的	市民相互が楽しい夏のひとときを過ごすことにより、市民福祉の向上に資する。	(1) 目的 “ふるさと吉川”の伝統文化を継承し、まつりに集う人々にやすらぎとうるおいをもたらすとともに、魅力ある「ふるさとづくり」を目的とする。	
(2) 主催者	夏まつり実行委員会	(2) 主催者 ふるさとまつり実行委員会	
(3) 開催日	8月1日(毎年)	(3) 開催日 8月16日(毎年)	
(4) 会 場	三木市末広橋下流の美囊川堤防	(4) 会 場 活動センター・多目的グラウンド	
(5) 内 容	花火大会(1,500発)	(5) 内 容 ちびっこ大会、納涼盆踊り、芸能人アトラクション、花火大会(1,300発)	
3 墨華香るまちフェスティバル なし		3 墨華香るまちフェスティバル	現行のとおりとする。 新市全体の行事として実施する。
		(1) 目的 書道の大家、上田桑鳩先生の出身の地、吉川町で人々の書道に対する関心を高めるとともに、文化活動への参加意欲を喚起し、地域文化の発展に寄与する。	
		(2) 主催者 墨華香るまちフェスティバル実行委員会	
		(3) 開催日 10月19日～10月26日(平成15年度実績)	
		(4) 会 場 活動センター・文化体育館及び研修館	
		(5) 内 容	
		ア みなぎの書道展	パストラルホールにて県下の幼児から高校生を対象に募集した書道作品を審査・展示(全作品展示・平成15年度9,122点)特別賞(上位100賞)受賞者については、最終日に表彰式を行う。
		イ ふれあいひろば	吉川高校茶道部による野点コーナーをはじめ、各種団体によるバザー等の開催
		ウ その他関連事業	上田桑鳩作品めぐりや拓本採り体験など書にちなんだイベントを実施

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	4 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 市民体育祭 なし	4 町民体育祭 (1) 目的 町民のふれあい 健康づくり 体力づくり (2) 主催者 町、体育祭実行委員会 (3) 運営 体育推進委員会、体育協会、体育指導委員会 (4) 開催日 9月5日(平成16年度実績) (5) 会場 活動センター・多目的グラウンド (6) 内容 ア 大会形式 地域対抗(9地域)、地区対抗(44地区) イ 演技種目 全16種目 ウ 得点種目 地域対抗(4種目)、地区対抗(4種目)	吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。	
参考：地区体育祭 志染町民体育祭 (1) 目的 住民が運動を通じて健康づくりに関心を持ち親睦と連帯を深めコミュニティの促進を図る。 (2) 主催者 町民体育祭実行委員 (3) 開催日 11月17日(平成14年度実績) (4) 会場 志染小学校・グラウンド (5) 内容 16種目の競技を実施 細川町民体育祭 (1) 目的 幼児から高齢者までが一堂に会し、町民の健康づくりと体力づくりを推進し、町民の連携の輪を広げる。 (2) 主催者 体育推進委員会、体育指導委員 (3) 開催日 11月24日(平成14年度実績) (4) 会場 星陽中学校・グラウンド (5) 内容 大会形式：5部対抗 演技種目：大縄跳び、親子三輪車、綱引き等			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	5 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
5 文化祭 なし	5 文化祭 (1) 目的 芸術文化を通じた健全な青少年の育成と、発表の機会を提供し地域文化の振興と活性化を図る。 (2) 主催者 文化祭実行委員会 (3) 開催日 11月1日～11月3日(平成15年度実績) (4) 内 容 ・幼稚園児、小中学生、高校生による発表(歌、演劇等) ・幼稚園児、小中学生の絵画等の作品展示 ・一般の作品展示及び個人展示 ・一般の芸能発表 ・バザー販売 ・菊花展覧会 ・盆栽展示販売	吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。	
参考：地区文化祭 三木地区ふれあい文化祭 (1) 目的 公民館を利用するサークル及び団体の活動の成果を発表する機会として、また公民館が市民の、であい・ふれあいの場となることを図る。 (2) 主催者 文化祭実行委員 (3) 開催日 2月 日(平成15年度実績) (4) 会 場 中央公民館 (5) 内 容 前夜祭、芸能発表会、作品展、バザー等 その他、7地区においても文化祭を開催			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成 15 年 6 月 6 日	スポーツ大会の開催は、両市町で違いがあるが、当分の間現行のとおりとする。特に関宿町民体育祭は、野田市方式（自治会や体育協会などの地域団体が自主的に開催する）と同様のやり方で定着できるかどうか、関係者との調整期間を十分確保する必要がある。その他の大会等についても、住民ニーズや開催場所・時期等の調整を行う必要があると考える。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 商工・観光イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同種又は同時期に実施しているイベントは、関係団体と協議の上、合併時に再編又は統合する。 3 社会体育事業については、合併時に同種又は同時期に実施している事業は関係団体と調整し統合又は再編して実施する。ただし、町民体育祭は、現行のとおりとする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 イベント事業については、合併時に再編する。